

主張がなされたとは思われません」(『米国外交文書』FRUS、1951年・第6巻、pp.1202~1203、脚注2および3)

このラスク次官補の回答では、竹島=独島に対する1905年の日本の領有手続きを有効と認めて韓国の領有権を明確に否定しているが、米国のこのような外交姿勢は、対日占領政策を転換したトルーマン政権の政策に沿うものであると同時に、本稿『前篇』で見たとおり、日本による大韓帝国の保護国化を積極的に支持・容認したセオドア・ローズベルト政権の考え方(→「桂・タフト協定」:『前篇』pp.133~134)を継承するものでもあった。

なお、ここで注目されることは、既に見た米国国務省作成の条約草案の解説文(1950年7月)では「竹島は・・朝鮮名を持っておらず・・」としていたのに、この回答においては「独島」という「朝鮮名」があることを認めている点である。ただし米国には「朝鮮名」の存在に留意して領有権を再考する気はなかったようである。

またこの回答では、米国国務省自身が作成していた講和条約草案においては、1949年11月まで一貫して竹島=独島を「朝鮮」に帰属させるべき島としていた事実を伏せ(頼みかむりして)「これまで韓国領として扱われたことが決してなく」と、日本政府の主張に寄り添った説明で韓国側の要望を切り捨てている点も注目される(なお韓国側の要求にあった「バラン島」については、その後韓国政府自ら要求を取り下げている)。

#### 竹島=独島の帰属が曖昧なままにされた理由

米国は、韓国政府に対しては〈竹島=独島は日本領である〉との認識を示しながらも、この見解を平和条約やその付属文書に反映させることはせず、「北方領土」の場合と同様に領有権の帰属についての規定を曖昧なままに放置した。その理由について解明することは、筆者の力不足のためできないが、参考までに、サンフランシスコ平和条約の領土規定について詳細に検討した原貴美恵が、竹島=独島の領有権の帰属を明記せずに放置したダレスの意図について考察している箇所を引用しておきたい。

「[ダレスは——引用者] 日本とその近隣諸国との間に離反の種を残す目的で、平和条約の中で明確な領土処理規定を行わなかったのではなかろうか。故意であるか否かに拘わらず、彼は条約の中に将来の紛争の種を蒔き、竹島については、『朝鮮の喪失』の可能性に対処できるようにしていたのである。・・(中略)・・米国の西太平洋防衛線、アチソン・ライン(\*)上に位地<sup>(マ)</sup>する竹島は、日本と、既に北半分が共産化され、半島全体も共産化されかねない状態にある『朝鮮』との間に残された、潜在的・政治的『楔』だったのではなかろうか」(原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』、p.65)。

(\*)「アチソン・ライン」とは、アチソン国務長官が米国の極東政策に関する演説(1950年1月)

の中で表明した西太平洋における米国の「防衛線」のことである。アリューシャン列島-日本列島-琉球列島-フィリピンを結んだ線で、朝鮮と台湾を外していた(→本稿、p.65参照)。

## 第13章 サンフランシスコ平和条約と領土問題の発生

ここまで検討してきた対日平和条約案は、最終的に1951年9月に米国のサンフランシスコで開かれた対日講和会議において調印され「サンフランシスコ平和条約」となった(会議は9月4日開会し9月8日に調印。条約の発効は翌1952年4月28日)。

### 13-1 サンフランシスコ講和会議

講和会議の議長には、米国のディーン・アチソン国務長官(米国首席全権)、副議長にはオーストラリアのスペンダー外相(同国首席全権)が選出された。日本政府は、米国の要望もあって超党派の全権団を組織し、吉田茂(自由党総裁・総理大臣)を首席全権とし、他に星島二郎(自由党)、吉米地義三(民主党)、徳川宗敬(緑風会)、池田勇人(大蔵大臣)、一方田尚登(日銀総裁)の5人が全権委員となった。その他に5人の全権委員代理と外務省・大蔵省などから派遣された随員たちが多数加わり、日本の全権団は総勢49人の大所帯となった。さらに日本からは、講和会議の取材や傍聴の名目で50人以上の新聞記者・カメラマンと20人の国会議員が渡米し、会場のオペラ・ハウスでは、晴れやかに着飾りさんざめく日本人たちの姿がそこかしこで目についた。

こうした日本人たちに眉をひそめたフィリピンのロムロ外相(首席全権)は「われわれは、あのようにぜいたくな全権団を送る余裕はない。フィリピンは荒廃してしまったが、日本はなお繁栄している」と感想をもらしたという(9月4日付『朝日新聞』)。講和会議にわずか6人の代表団で臨んでいたフィリピンは、アジア・太平洋戦争の開戦当時(1941年12月)は米国の植民地(コモンウェルス政府時代)であり、日米開戦と同時に日本軍の侵攻を受け、多大な犠牲を強いられた戦争被害国であった。

日本軍の侵攻を受けたフィリピン現地では、駐留する米国軍(司令官は、戦後日本占領の最高司令官になるマッカーサーだった)が退却した後も、日本の軍政に抵抗するゲリラ戦が続けられ、それによって夥しい犠牲者を出している。占領下に置かれたフィリピンでは、日本兵による野放しともいえる残虐行為(物資の掠奪、婦女子への凌辱、残酷なゲリラ狩り等)と洪水などの自然災害とが重なってきわめて深刻な社会不安と食糧不足が起こり、特に首都マニラなどの都市生活は底なしの荒廃に陥った(『東南アジア現代史・II』、pp.130~135、池端雪浦執筆)。3年半に及んだ日本占領期間中のフィリピン人の戦争犠牲者は、推計で100万人を超えるといわれている(同時期の日本軍側もおおよそ47万人の死者を出している)。

#### 吉田茂全権の演説と条約調印式

ところで東西冷戦が深刻化した時期に開かれたこの講和会議には、東側陣営からソ連(首

席全権：グロムイコ外務次官）とポーランド、チェコスロバキアの3国が参加し、米英両国が共同で提出した平和条約案に対して修正を要求した。しかしソ連の反対を封じるためあらかじめ米国が用意していた〈修正動議は認めない〉という会議規則に妨げられ、ソ連の提案は支持を得ることができなかった。

日本の首席全権・吉田茂首相の演説は、参加各国の演説の最後に行われた（9月7日）。吉田首相は演説の冒頭で、この条約は「復讐の条約ではなく和解と信頼の文書」であり日本はこれを「欣然受諾」と述べたが、それに続けて、しかしあえて数点について全権各位の注意を喚起せざるを得ないとして「領土の処分問題」「経済の問題（日本の賠償能力について）」「未引揚者の問題」の3点を取り上げた。

そのうちの「領土の処分問題」について、吉田全権は奄美大島、琉球列島、小笠原諸島など北緯29度以南の諸島の主権が日本に残されること（いわゆる潜在主権が認められたこと）を喜ぶとともに、千島列島および南樺太については、日本の侵略によって奪取されたというソ連全権の主張は承服できないとして、次のように述べた。

「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は、承服致しかねます。

日本開国の当時、千島南部の二島、<sup>えとつぱ</sup>択捉・<sup>くましり</sup>国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアもなんら異議を挿さなかつたのであります。ただ<sup>えとつぱ</sup>得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地でありました。一八七五年五月七日、日露両国政府は、平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償であります、事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計ったのであります。その後樺太南部は、一九〇五年九月五日ルーズヴェルト・アメリカ合衆国大統領の仲介によって結ばれたポーツマス平和条約で日本領となったのであります。

千島列島及び樺太南部は、日本降伏直後の一九四五年九月二十日一方的にソ連領に収容されたのであります。

また、日本の本土たる北海道の一部を構成する<sup>しこたん</sup>色丹島および<sup>はばい</sup>歯舞諸島も終戦当時たまたま日本兵営が存在したためにソ連に占領されたままであります」（『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約：調印・発効』、pp.136~137。ルビは引用者）

既述したことだが、吉田全権が講和会議の演説で「北方領土」に言及したのは、ダレス訪日の際（1951年4月）、日本側が「千島列島」の地理的範囲を平和条約の中に明記するよう求めたのに対して〈条文中に入れるのは困難なので、日本の見解は講和会議で表明するように〉と示唆されていたからである（吉田茂『回想十年』第3巻、p.61）。

また上の吉田茂全権の演説に見られるように、調印時の日本は「千島南部の二島、国後・択捉両島」「得撫以北の北千島諸島」という形で、国後・択捉を「千島列島」の範囲に含めて考えていたのであり〈国後・択捉の二島は、サンフランシスコ平和条約で放棄した「千

島列島」の中に含まれていない〉という、1956年から始まり今日まで続いている日本外務省のその後の見解は、自国の全権代表の国際会議場における公式発言の否定なくしては成り立たない、歴史事実を偽る無理な主張といわざるを得ないものである【注1】。

この講和会議には、既に述べたような事情で招請されなかった「中国」代表と「朝鮮」代表の他に、インド、ビルマ、ユーゴスラビアの3カ国が、招請されたが参加しなかった。会議最終日（9月8日）の調印式では、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアの東側の3カ国を除いて日本を含む48カ国（すべて西側国）が、賠償問題で不満を表明していたフィリピンやインドネシアも含めて調印に応じた（ただしインドネシアとコロンビア、ルクセンブルクの3国は批准しなかったため、最終的な条約当事国は45カ国となった）。

### 国会における批准と条約の発効

平和条約調印式のあと同日の午後に、調印会場をサンフランシスコ郊外の陸軍基地に移して日米安全保障条約が締結された。この条約は、内閣の方針で国会での事前審議を行わず、条約案も調印式の2時間前になってやっと公表されたような「一読して不快の念を禁じ得ない」（西村熊雄条約局長）内容の条約であった。署名したのは吉田首相だけで（米国側は4人が署名）、全権委員の一人だった苫米地義三は〈政府も公表をためらうような安保条約を占領下において結ぶことに強く反対する〉として、調印式にも出席しなかった。

ともあれサンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約は、その後日本の国会の審議にかけられ、まず衆議院で可決・承認され（1951年10月26日。平和条約について賛成307、反対47；日米安保条約について賛成289、反対71）、その後参議院においても承認された（11月18日）。また翌1952年3月には、米国の上院も2条約を批准した（3月20日。平和条約について賛成66、反対10；日米安保条約について賛成58、反対9）。

サンフランシスコ平和条約は、1952年4月28日に発効し、日本は国家の主権を回復してとしての再び独立国となった。

### サンフランシスコ平和条約の領土条項

ここまでの対日講和条約の草案の検討の総まとめも兼ねて、サンフランシスコ平和条約の領土条項とそれに関連する条文を掲げておく。

「第1条（a）日本国と各連合国との間の戦争状態は、第23条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

（b）連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第2条（a）日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島および鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾および澎湖諸島に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部およびこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。

[引用者注：これ以降のd～f項の引用は省略するが、その内容は、d：旧委任統治領の太平洋諸島、e：南極、f：新南群島・西沙群島についてで、それぞれの地域に対する日本の権利、権原および請求権の放棄を規定している]

第3条 日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島および大東諸島を含む）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島および火山列島を含む）並びに沖ノ島および南鳥島を、米国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する米国のいかなる提案にも同意する。このような提案がなされ且つ可決されるまで、米国は、領水を含むこれらの諸島の領域と住民に対して、行政、立法および司法上の権力の、全部および一部を行使する権利を有するものとする。[引用者注：ここでの丸カッコは原文にあるものである]

(中略)

第9条 日本国は、公海における漁業の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規制する二国間及び多国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。

(中略)

第21条 この条約の第25条の規定にかかわらず、中国は、第10条及び第14条(a)2の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第2条、第4条、第9条および第12条の利益を受ける権利を有する。

(中略)

第26条 日本国は、千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行つたときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼされなければならない。(以下は省略)。

[引用者注：第26条に見える各条の内容は次の通り。第4条：放棄された地域の日本国及び日本国民の財産処理、第10条：中国における権益の放棄、第12条：通商航海条約の締結、第14条：日本国の賠償及び在外財産の処理、第23条：条約の批准、効力の発生、第25条：「連合国」の定義。]

### 13-2 領土条項に関する解釈をめぐって

サンフランシスコ平和条約には、第1条(b)に「日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権」という文言があるものの、日本の地理的な範囲(領域)について具体的には何も規定していない。次の第2条では、日本が領土権を放棄する地域を列挙しているが、各地域の地理的範囲についての厳密な規定はなく、また「朝鮮」を扱った(a)項を除いて、いずれも日本が領土権を放棄する地域の新たな帰属先も明示していない。

#### 日本の国際法学の通説的な条文解釈

高野雄一は、サンフランシスコ平和条約が発効した年(1952年)に刊行された国際法学会編『平和条約の総合研究』(上巻)に、次のような条文の解釈を提示していた。

「領土に関しては、第二章『領域』として二、三、四の三ヶ条の規定があり、このうち二、三の二ヶ条が本来の領土条項であつて、第四条は、割譲地における財産の処理に関する規定である。

前節第二項の条約の起草過程から推察されるように、日本が領土権を放棄すべき地域のみを列挙し、ポツダム宣言のように、日本に残すべき地域の面から規定しなかつた。また国際政治情勢を反映して領土の放棄のみを規定してカイロ宣言やヤルタ協定の場合における如くその割譲相手国を規定しなかつた。もつとも連合国間で国際的に実施ずみの朝鮮の独立と南洋諸島の信託統治の日本による承認又は受諾はこれを明記した(もつとも朝鮮の独立については二つの政府のことで連合国間でも問題がある)」(高野雄一・論文「平和条約の領土規定」：上掲書・上巻所収、p.104。下線は引用者)

「領土条項」に関しては、下線部のような解釈の背景にある考え方、つまり「カイロ宣言」の趣旨から推して、日清戦争以降日本が戦争で獲得した地域は「領土権を放棄すべき」領土であるが、それ以外は日本領として残されたという考え方は、日本の国際法学における通説的条文解釈といえる。芹田健太郎も高野の見解を継承して次のように述べている。

「竹島の帰属を決めたのも対日平和条約である。同条約第二条a項は『[…条文の引用は省略…]』と定め、日本が放棄した地域から竹島は除外されている。SCAPIN第六七七号に明記されていた竹島の名が対日平和条約において消されているのは実質的に意味のあることであると考えなければならない(同旨、<sup>たいじやうとうがな</sup>太寿堂鼎、…及び高野雄一、…)。もし、鬱陵島から約九〇キロメートルも離れた孤島である竹島を朝鮮領として認める意図があつたのであるとすれば、朝鮮本土からやや離れている巨文島が条約中に明記されたように、そのことを条約中に明記しておかなければならなかつたであろう」(芹田健太郎『日本の領土』：中公文庫版、p.182。引用文中の丸カッコ内は原本にある文献の注記だが、ここでは書名・ページ数は省略。ルビ、下線は引用者)

竹島＝独島は「朝鮮」から除かれたと言えるか

前ページの高野と芹田の通説的解釈に関して、若干私見を述べておきたい。

- (1) 先に本稿第8章で検討したことを要約すれば、SCAPIN 677は、GHQの占領・管理下に置かれている日本政府が「南朝鮮」に残留していた旧朝鮮総督府官吏の昇任人事を行ったことが発覚したために出された指令であり、日本政府が統治権を行使できる地理的な範囲を明確に示したものである。それにまた、当時のGHQは「日本」だけでなく「南朝鮮」の占領統治にも関与していたので、GHQ自身にとっても職務遂行上、両地域の境界線が明確であることは必要だったと考えられる。SCAPIN677を出す際には、その点も考慮されたのではないかと推察される。

以上のような目的で出された文書であるため、SCAPIN677では「口之島」や「竹島」のような境界線上またはその近くに位置する小島や無人島（有人島なら帰属は判断しやすい）について注意深く島名を明記しているのである（この点はSCAPIN 677の部分改訂版であるSCAPIN841においても踏襲されており、そこでは新しく引き直された境界線の近くに位置する無人島の「孀婦岩」の処遇が明示されている）。

一方、サンフランシスコ平和条約第2条(a)には「日本国は、・・・済州島、巨文島および鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する」と書かれているが、これはSCAPIN677とは異なり、むしろ境界を明示するのを回避するためにとられた書き方（文型）といえる（これはa項だけでなく、第2条の全項に共通する特色である）。

したがって、この平和条約の条文を根拠にして「朝鮮」の中に竹島＝独島が含まれているとも、含まれていないとも証明することは困難であり、いずれか一方が正しいと主張するような議論は、誤りを含んでいると考えるべきだと思う。

- (2) 芹田健太郎が上の引用箇所「朝鮮本土からやや離れている巨文島が条約中に明記されたように・・・(中略)・・・条約中に明記しておかなければならなかったであろう」としているのは、見当外れの解釈と言わざるを得ない。

そもそも第2条(a)に明記された3島は、いずれも多数の朝鮮人が暮らしている島であり、仮にその名が条文に明記されず、島の位置が朝鮮本土からどれ程で隔たっていたとしても「朝鮮」に含まれる島であることに疑問の余地のない島々である。実際にも、巨文島はSCAPIN677には明記されていない島だったが、そのために混乱が生じたということはなかった。同島では、日本の敗戦を境に白い朝鮮服姿が巷にあふれ、日の丸を絵具で作るかえた太極旗が翻ったという。日本人島民は、敗戦後間もなく自分たちで船を用意して次々と日本に引揚げ、巨文島は名実ともに朝鮮人の島に戻ったのである（中村均『韓国巨文島につぼん村』、pp.145~152）。

それにまた、この3島が対日講和条約の草案に書き込まれたのは、前章で見たように米英共同草案の改訂作業の段階である。そのとき米国は、英国草案が採用して

いた領土規定の仕方について「日本を柵の中に囲い込むように見え〔日本人に〕心理的不利益」を与えると反対し、また日本政府も同様の見解だったとして「柵」の代わりに3島の明記を提案したのであった。

以上の事実から、芹田のような立論が成り立たないことは明らかであろう。

- (3) SCAPIN677第6項には〈この指令中の条項は、小島嶼に関する連合国側の最終的決定を示すものではない〉との但し書があったから、サンフランシスコ平和条約で日本が放棄した「朝鮮」の中に竹島＝独島の名が明示されていない以上（戦前から島根県に属した「竹島」は日本の領土として残った）という解釈が成り立つ余地があることは確かである。この論理は、今日の日本政府が主張する〈竹島＝独島は国際法上も日本の領土である〉という主張に連なるものであり、サンフランシスコ平和条約に竹島＝独島の名が明示されていない以上は、この説を完全に否定することはできないと思う。

しかし、既述したことだが、大韓民国政府はサンフランシスコ平和条約締結の3年前に成立しており、少なくともその3年間は、韓国政府が、SCAPIN677によって明示的に「日本」から除かれ「南朝鮮」に含まれていた竹島＝独島の統治権を米国軍政庁から継承し行使していたと考えるのが自然な理解と言えると思う。またSCAPIN677の「三(a)」に挙げられている3島を考えると、竹島＝独島は「鬱陵島」の属島と見なされていた可能性があると思う（→本稿、p.6）。いずれにしても韓国政府の統治が実際に独島＝竹島に及んでいたことは、同島で起きた誤爆遭難事故の慰霊碑が慶尚北道知事の題によって建てられたことに示されている（事故は1948年、石碑建立は1950年、p.118の図9に1951年11月に撮影された石碑の写真あり）。

したがって、韓国が主権国家となって以来実質的に統治していた（と見なし得る）竹島＝独島の帰属は、サンフランシスコ平和条約（1951年）の本文そのものに明示するか、韓国政府または「朝鮮」の代表を講和会議に参加させて同意を得るか、またはその他のやり方によるか（例えば、講和会議の議事録に明記するのも一つの方法であろう）、いずれにしても、竹島＝独島の領有権の所在を同平和条約に明示する必要があったと考えるが、まことに遺憾ながら、それがなされなかったのである。

- (4) 米国が竹島＝独島に対する韓国の領有権を否定した文書として、駐米韓国大使と米国政府が交わした公文（往復書簡）・会談記録が知られており（1951年夏。本稿・補論5参照）近年よく論じられるようになった。このうちの米国側が回答した公文（「ラスク書簡」）をもって竹島＝独島が日本領と確認された証拠であるとの主張がなされる場合もあるが、そのように断言できるかについては議論の余地があると思う。

なぜなら、国際条約であるサンフランシスコ平和条約（当事国は45カ国）を解釈するうえで、同条約の当事国ではない（正確には、参加・署名を拒否された）韓国政府に交付された米国の外交文書が法的有効性を持つかは、疑わしいからである。常識的に考えて、二国間のものであれ多国間のものであれ「条約」は、当事国と非



当事国を明確に区別して適用し運用されるものであるから、「ラスク書簡」のような条約の埒外にある文書を援用した解釈が法的に有効と認められるかどうか、すなわち当事国を拘束する証拠と言えるか否かは、議論の余地があると思う。

川上健三は『竹島の歴史地理学的研究』（1966年）の「あとがき」に、サンフランシスコ平和条約の領土規定に関する次のような所感を記し、平和条約以後も竹島＝独島が帰属の「未解決の地域の一つ」として残されたという認識を示している。

「このような見地からポツダム宣言およびカイロ宣言をみるに、『暴力及食欲ニ依り日本国ガ略取シタ』新附の領土は返還せしめるが、日本の固有の領土と認められるべきものは割譲の対象とはしないということであって、その方針として、極東における秩序の安定を目途としていることが理解される。ただ具体的適用としての平和条約の領土条項では、必ずしもその方針が明確に貫徹されているとはいえず、平和条約が発効して一〇年以上も経た今日なお完全に解決をみていない地域がある。・・・(中略)・・・

竹島もまたそのような未解決の地域の一つで、現に日韓間で紛争になっていることは周知のとおりである(以下省略)。(川上・上掲書、p.296。下線は引用者)

外務省の職員として後述する日韓両国間の領有権論争(4次にわたる口上書の往復)の現場を担ったといわれる川上健三は、下線部に見るように、日本の国際法学の通説的条文解釈が適用できない、川上の表現でいえば「日本の固有の領土と認められるべきものは割譲の対象とはしないということ」が当てはまらない「未解決の地域」があることを認め、竹島＝独島もその中に加えているのである。

### 13-3 日韓会談の経過の概略

#### ソ連および中国との講和交渉

日本は、サンフランシスコ講和会議に参加・署名しなかった諸国とは、二国間で平和条約(講和条約)を個別に結んで戦争状態を終了し国交を回復していくことになったが、冷戦体制のもと、米国の外交圧力によって異例の短期間で交渉が妥結した日華平和条約(「日本国と中華民国との間の平和条約」：1952年4月28日、台北で調印。吉田茂内閣。なお中華民国政府は日本に対する請求権放棄を宣言した。またこの条約は、後述する1972年の日中共同宣言の際に破棄された)を除いて、ソ連、中国、韓国との交渉はいずれも難航した。また北朝鮮との国交回復は、現在も出来ていない。

ソ連とは、日ソ共同宣言(1956年10月19日、モスクワで調印。鳩山一郎内閣)によってとりあえず戦争状態の終了と国交回復については合意できたが、領土問題で折り合いがつかなかったため、平和条約は結ばなかった。

日ソ間が領土問題で合意できなかったのは、前にも触れたことだが、ソ連側から(歯舞・色丹2島の日本への引き渡し)が提案されて妥結しかかった際、米国のダレス國務長官から(日本が歯舞・色丹の返還でソ連との平和条約を結ぶなら、米国は沖縄を返還しないと威嚇され(“ダレスの脅し”)、日本側が急に国後・択捉の返還まで要求するように態度を変えたからである(\*)。(“ダレスの脅し”の背景等については、原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』、pp.146~149参照)

(\*)日本は、サンフランシスコ平和条約で「千島列島」の領土権を放棄していたので(第2条c項)、吉田演説でも「千島列島」の一部として認めていた「千島南部の二島、択捉・国後両島」の返還を要求することは論理的に出来なかった。そこで外務省は(択捉・国後は歯舞・色丹と共に「日本固有の領土」であり平和条約で放棄した「千島列島」には含まれていない)という、今日の「北方領土」返還論を考案したのであるが、このような有体に言ってでたらめな主張がソ連側に受け入れられるはずもなく(日本の親米=吉田派の狙い通りに)日ソ平和条約の締結は阻止されたのであった。

中華人民共和国(北京の共産党政府)との国交正常化交渉は、日本が先に「日華平和条約」を結んでいたため、長く不正常的な状態が続いていたが、米国のニクソン大統領が訪中したのを受けて(1972年2月)、日本も動き始めたのである。

日本は、日中共同声明(1972年9月29日、北京で調印。田中角栄内閣)によって中国との戦争状態を終了させ国交正常化を実現した。

日本は、共同宣言で中華人民共和国を「中国の唯一の合法政府」と認め「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」という中華人民共和国の立場を理解・尊重するとした(台湾に対しては中華平和条約の「終了」を宣言)。中国は、日本の侵略戦争による最大の被害国であったが「日中両国民の友好のため」として、日本に対する賠償の請求を放棄した。また「尖閣諸島」問題については、田中角栄・周恩来会談で田中首相から切り出したものの、双方の合意により深入りを避けた(いわゆる「棚上げ」方式)。

なお、この共同声明において合意された日中平和友好条約の締結のための交渉は、6年後に実を結んだ(1978年8月12日、北京で調印。福田赳夫内閣)。

#### 日韓予備会談

米国は、ソ連・共産主義勢力に対する「封じ込め」政策の上からも北朝鮮と軍事的に厳しく対峙していた韓国(南朝鮮)と日本との外交関係が正常化することを望み、サンフランシスコ平和条約が調印されると、時間を置かずに日韓会談を斡旋した。

ここで少し時代背景を見ておくと、当時は朝鮮戦争の停戦会談が始まっていたが、南北双方とも本心では南北の統一を希求していたため戦闘は停止せず、38度線を挟んだ攻防は一進一退を繰り返す激戦となっていた(\*)。制空権を失っていた北朝鮮では、都市、工場、港湾、ダム、発電所などが米軍機による激しい空爆にさらされ破壊された。北朝鮮の

首都平壤への空爆は、敗戦時の東京よりすさまじいと言われたほど徹底的に行われた。

韓国は、米軍＝国連軍の全面的な支援を受けて軍事的には相対的優位を得ていたといえるが、戦争による人的・物的被害は北朝鮮同様にすさまじく、国内経済は最悪の状態に落ち込んでいた。それに対して日本は、朝鮮戦争による特需景気（「朝鮮特需」）によってドッジ・ラインによるデフレから脱出し、経済復興を加速していた時期であった。

(\*) 朝鮮戦争の停戦会談は、1951年7月に38度線に近い開城<sup>ケソン</sup>で始まっていたが、韓国の李承晩大統領は「北進統一」を主張して停戦に反対し続けた。しかし国連軍（韓米合同軍）の指揮権を持つ米軍は、ソ連と同じく戦争の終結を望んでいたため、韓国大統領には何も相談せず中国・北朝鮮との停戦交渉を進めていった。停戦協定は1953年7月に締結されたが、協定に署名したのは国連軍（米軍）のクラーク、北朝鮮の金日成、中国人民志願軍の彭徳懐の3人で、韓国は署名に参加しなかった。

日韓会談のための予備会談は、シーボルト外交局長の斡旋により日本（首席：井口貞夫外務次官）と韓国（首席：梁祐燦<sup>ユン・ユウサン</sup>駐米大使）との間で始められ、本会談で取り上げるべき議題について話し合われた（1951年10月20日～同12月4日）。

この予備会談については、植民地化の責任を追及されその賠償を要求される立場の日本側には熱意が見られず、日本としては在日韓国人の法的地位問題と船舶返還問題以上には協議を進めたくないという姿勢であった。しかしもう一方の韓国側にしても「韓日会談はしたくてしているのではない」という態度であり、韓国の代表団は「会談に関する政府の訓令は一言もないままに日本に向かった」といわれる。韓国としては、後ろ盾と頼む米国の斡旋に応じる（米国の“顔を立てる”）ことが主目的であったという（以上、和田春樹『朝鮮戦争全史』、pp.328～333、高崎宗司『検証 日韓会談』、pp.22～31参照）。

また次の「海洋主権宣言」（李ライン宣言）公布にも関連することだが、日本側はサンフランシスコ平和条約第9条に規定されていた日韓二国間の漁業協定の協議についても消極的で（日韓漁業協定の発効までマッカーサー・ラインの規制を存続させるよう求める）という韓国側の提案を拒否した（藤井賢二「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」：『朝鮮学報』185号所収、p.104）。

#### 韓国の「海洋主権宣言」（李ライン宣言）

日韓会談（第1次会談）は、本会談の始まる直前に李承晩<sup>イ・スンマン</sup>韓国大統領が「海洋主権宣言」を公布したため出だしからつまづくこととなった（1952年1月18日：「李承晩韓国大統領の隣接海洋に対する主権宣言」。宣言全文は巻末「付録・5」参照。以下「李ライン宣言」）。

この大統領宣言は、海洋資源の保護を目的に謳って公海上に規制のための制限線（いわゆる「李ライン」、韓国側では「平和線」と呼称）を引くものであったため日韓間に新たな漁業問題を生じさせたが、それだけでなく李ラインの韓国側に竹島＝独島を取り込んでいたため、サンフランシスコ平和条約では帰属が曖昧なまま処理されていた竹島＝独島の領

有権問題を顕在化させることにもなった。

1週間後、日本政府は李ライン宣言に対する抗議声明を発表している（1月25日）。

「十九<sup>(ア)</sup>日韓国大統領が発表した海洋主権に関する宣言は、長年国際社会に確立されている海洋自由原則を破壊するのみならず平等の立場で公海漁業資源の開発および保護の目的を達成しようとする現代における国際漁業協力の基本観念とも相容れない措置である。かかる措置は国際社会の通念として容認し得ないところであることは疑いなく、これを真面目に採り上げることをためらわざるを得ない。・・・中略・・・この措置は日韓漁業会談の成功の基礎をくつがえし、また韓国側がこの会談を善意をもって遂行しようとする誠意ありやを疑わざるを得ない」（外務省情報文化局長談話。杉山重雄「李承晩ラインと朝鮮防衛水域」：『レファレンス』33号所収、p.7）

また韓国側に送った口上書では、領有権問題についても次のように言及した（1月28日）。

「また韓国は右の宣言で竹島に対する領土権を主張しているようであるが、かかる主張は認めない」（『資料・日韓会談一四年の軌跡』：『法律時報』第37巻10号所収、p.46）

高崎宗司『検証・日韓会談』は、韓国政府が李ライン宣言を出した真の理由を、李鍾元の研究を参照しながら次のように説明している。

「アメリカは、米軍政庁法令第三号とサンフランシスコ平和条約によって日本人の対韓請求権は消滅したと解釈していたにもかかわらず、韓国側に立とうとはしなかった。日本を『反共の砦』にしようとしていたアメリカは、韓国が日本に対して過大な要求をすることを押さえにかかっていたのである。韓国が日韓本会談開会の一か月前に李ラインを宣布したのは、アメリカの支援を期待できなくなった韓国が、それに代わる交渉材料を作りだすためであったのである」（上掲書、pp.30～31）

一方、日韓会談の漁業交渉の過程を交渉記録に即して詳細に検討した藤井賢二は、李ライン宣言の公布をめぐる上記の高崎宗司に代表される説明（解釈）を批判し、宣言公布までの経緯と韓国側の意図を、おおよそ次のように説明している。

すなわち、韓国の漁業関係者は一貫して「遠洋漁業」振興の意欲を持ち続け、総司令部による日本占領期の対日漁業規制であるマッカーサー・ラインを自国漁業の既得権益と見なしていた。そのため総司令部の対日漁業政策を注視し、とくに東シナ海・黄海に関わる日本漁船の漁区拡張の報道がなされると、その都度抗議の声をあげていたという。

日本占領の終了が日程に上ると、韓国側はマッカーサー・ラインの存続を総司令部や米政府に働きかけたが、その可能性がないことを知るに及んで日本漁船の排除をめざした漁業規制案を独自に検討し始めたという。

藤井によれば、李ラインとなった規制案の原案は、韓国商工部水産局の池鉄根によって作られたという。池鉄根は、かつて朝鮮総督府が設定した「トロール漁業禁止区域」を下

敷きにし、それに最も豊かで重要な漁場である済州島の南方と西方の水域（北部東シナ海および黄海水域）を大きく取り込んだ「漁業管轄水域案」を作ったのである。ただし池の原案では、竹島＝独島水域には「主要漁場」がないことや日本側の反発を和らげたい等の意図から同島を含んでいなかったという。竹島＝独島を韓国側に含むように改めのは、その後の外務部（外務省）による画定作業の際であった（ここまでの過程は、藤井賢二「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」：『朝鮮学報』185所収、pp.95~105参照）。

藤井賢二は、以上の分析に基づいて「韓国が李承晩ライン宣布によってめざしたのは、北部東シナ海・黄海の中央部にあった韓国『遠洋漁業』の未来の漁場の確保であった」（藤井賢二・上掲論文、p.108）と結論づけている。

以上のような藤井の議論は、実証に基づいているだけに説得力がある。しかしその一方で、これは藤井自身も指摘していることだが（上掲書、p.104）、李ライン宣言は、最終的に大統領宣言として公表される段階で新しく次の3点の変更が加えられており、単なる漁業資源確保の宣言から極めて強い政治性を帯びたものへと変化していた。そのことも評価に当たって考慮される必要があると思う【注2】。

- ①対象が漁業資源だけでなく「自然資源」全般に拡張されたこと。
- ②範囲が海洋だけでなく「大陸棚の上下」に広げられたこと。
- ③保護水域ではなく「主権」が宣言される形に変化したこと。

以上要するに、李ライン宣言は、マッカーサー・ラインという韓国漁業にとっての〈既得権益の確保〉を主目的として発案されたものであるが、それにとどまらず、高崎宗司が指摘するような〈日韓会談の交渉材料〉ということも強く意識した、複合的な目的・性格を持った宣言に変化・発展していたと考えるべきではないかと思う。

#### 竹島＝独島の領有権をめぐる日韓の応酬

今日の竹島＝独島の領有権問題は、前に引用した日本政府の抗議の口上書によって初めて公然と語られるようになったが、日韓両政府間では、これ以降竹島＝独島と鬱陵島に関わる歴史的事実の提示や国際法上の解釈をめぐる議論の応酬が繰り返された。

口上書のやり取りを通して、日韓両国とも未発見の史料や古地図を探し出し、埋もれていた史実を掘り起し、論点を整理する作業を進めていった。前後4次にわたる口上書の往復によって、たとえば日本外務省のパンフレット『竹島：竹島問題を理解するための10のポイント』（2008年2月発行）に見るような主張の骨格が、日韓それぞれの側で形成されていったのである。

この4次の日韓両政府の見解の応酬内容は、塚本孝によって以下の3つの論点に整理され、一覧表にまとめられている（塚本「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解—資料—」：

『レファレンス』2002・6所収、pp.49~70参照）。

- 1、歴史的権原に関する主張
- 2、日本による編入の効力、国際法上の領土取得要件等に関する主張
- 3、第二次世界大戦後の連合国の措置等をめぐる主張

ここではその内容には立ち入らず、塚本孝の整理するところに従って日韓両政府の見解の往復の日付を列挙するに止める。

- ① 「竹島に関する日本政府の見解」 (1953・7・13)
- ①´ [①に対する韓国政府の論駁] (1953・9・9)
- ② [①´に対する日本政府の反駁] (1954・2・10)
- ②´ [②に対する韓国政府の見解] (1954・9・25)
- ③ [②´に対する日本政府の見解] (1956・9・20)
- ③´ [③に対する韓国政府の見解] (1959・1・7)
- ④ [③´に対する日本政府の見解] (1962・7・13)
- ④´ 「大韓民国駐日代表部の口上書」 (1965・12・17)

#### 国際司法裁判所への提訴の提案

ところで日本政府は、上の②´が出されたのと同じ日（1954年9月25日）に、竹島＝独島問題を解決するために国際司法裁判所の調停にゆだねるよう提案したことがあった。しかし韓国政府は、1ヵ月後にこの提案を拒否する回答を寄せた（1954年10月28日）。

以下に、その応酬の際の日本政府の口上書と、韓国駐日代表部が日本政府に送った拒否の口上書の、それぞれの一部を引用しておく（塚本孝・上掲論文、pp.66~67より）。

**日本** 「2、本件は国際法上の基本原則に触れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は本件紛争を国際裁判所に付託し判決を得ることにあると認められる。日本国政府は、紛争の平和的解決を熱望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に国際司法裁判所に付託することをここに提議する。

3、日本国政府は、大韓民国政府がこの紛争の最終的解決を最も公正にして権威ある機関、すなわち、国際司法裁判所にゆだねることに同意すべきことを確信し、早急に好意ある回答を寄せられることを期待する。

日本国政府は、ここに、国際司法裁判所の下すいかなる判決にも誠実に従うものであることを誓約する」

**韓国** 「2、紛争を国際司法裁判所に付託するという日本政府の提案は、司法的な仮装で虚偽の主張をするまた一つの企てに過ぎない。韓国は、独島に対して始めから領土権を持っており、この権利に対する確認を国際司法裁判所に求めなければならない理由は認められない。いかなる紛争もありえないのに擬似領土紛争を作り上げるのは、

まさに日本である。(・・中略・・)

3、これに加え、韓国は40年以上も帝國的日本の侵略によりその権利を侵奪された事実を日本に喚起させるものである。日本政府がよく分かっているとおり、侵略は次々と進行し、1910年に全韓国の日本との併合でもってその頂点に到達した。しかし、日本は、あらゆる実質的な目的のために、1904年に韓国を支配するため権力を掌握し、その時日本は韓国にいわゆる韓日議定書及び韓国と日本の最初の協定を強要した。島根県庁が独島を自称してその管轄権に包含させたのは、このような協定の一年後であった。したがって、独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国領土であった。

現在独島に対する日本政府の不合理的な、しかし終始一貫した主張にかんがみ、韓国国民は、日本が同じ方法の侵略を反復しているのではないかと大いに疑っている」

上の日韓両政府の応酬を見ると、日本側は、竹島＝独島の領有権問題を国際法上の問題として捉え、紛争の解決を国際司法裁判所に付託するよう呼びかけているが、韓国側は、この問題を日本帝国による植民地化という歴史問題であると捉えており、議論が噛み合っていないことがわかる。

韓国側は、独島＝竹島の領有権は始めから韓国にあり、この件については「いかなる紛争もありえない」とし、日本帝国による朝鮮侵略の歴史を想起させうえて「独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国領土であった」と主張しているのである。

### 13-4 島根県の地元紙に見る「竹島」報道

#### 戦後の「竹島」報道の始まり

現在の『山陰中央新報』の前身である島根県の地元紙『島根新聞』が、敗戦後竹島＝独島を単独で初めて取り上げたのは、1948(昭和23)年夏の連載企画「島根のはて」においてであった。これは、島根県の四方の極点を紹介する企画で、その中の「北のはて」として「隠岐・五箇村竹島」が紹介されたのである(1948年8月2日付。他の極点は、東端：隠岐・布施村大字加<sup>か</sup>比<sup>ひ</sup>島、南端：鹿足郡六日市町榜示峠、西端：未収録のため不明)。

「竹島」の紹介記事は、その見出し「海のスリル日本一／アシカ群さす猟奇の竹島」からも想像されると思うが、同島をもっぱらアシカ猟の島として描いたもので、主にアシカの生態を記述している。記事の最後に中井養三郎の名も出て来るが、中井がアシカを生け捕りして動物園やサーカスに売っていたと書かれており、正確な記述にはなっていない。

その後この記事に触発されて、同月下旬に「忘れられた竹島再び漁場に／無尽蔵なアシカとりの日も近い」という記事が掲載された(8月25日付)。同記事の最後の部分に、戦前

「竹島」の漁業権を持っていた「橋岡氏」〔忠市、40歳〕の話が載っている。

「竹島については終戦以来自分だけでなく五箇村民の大部分が日本の領土ではなくなつたものと考えていた、ところがこの間島根新聞で県の北端として掲載されたので再び漁業を思いついた、あそこは三十七度十分の線なので大丈夫許可になると思う」

【解説】この記事では記者も含めて、竹島＝独島が総司令部の指令(SCAPIN677/1033)によって接近・上陸の禁止された島であることを知らなかったように見えるが、同じ『島根新聞』の1946年6月26日付第1面には「漁区拡大許可」という見出しで総司令部から指令〔SCAPIN1033〕が出されたと報じられており、そこに「一、日本漁船及び乗組員は日本海の竹島の十二哩以内へ近づいたりまた竹島と連絡したりしてはならない」と明記されている。

### 「竹島」渡航に関する地元での報道(1951~1954)

対日講和会議の年(1951〔昭和26〕年)以降、日本側から竹島＝独島への渡航が何度か実行され、その都度新聞で報じられている。特に島根県では、李ライン問題が浮上してから「竹島」が注目されるようになり、戦前期同島で漁撈に従事した人に取材した記事や領有権問題に関する論評などが時おり掲載されるようになった。

それらのうち渡航の報道は、サンフランシスコ平和条約の締結(1951年9月)前後の一時期(まだマッカーサー・ラインによる規制があった)と、朝鮮戦争の休戦会談の報道や第3次日韓会談の紛糾、李ライン付近での日本漁船の拿捕事件などが盛んに報じられていた一時期(1953~1954)に集中している。

竹島＝独島に渡航したことが報じられたのは、管見の限り次の6件である(1954年まで)。

記事初日、紙名	渡航した船名、所属	船長名、乗船人数	上陸日	備考
1951・9・4 『島根新聞』	第三伊勢丸(4t) (隠岐・五箇村久見)	浜田正太郎(34歳)など4人	5月上旬 接近	漂流を偽装(田村清三郎『島根県竹島の新研究』、p.117参照)
1951・11・24 『朝日新聞』	朝 <sup>あ</sup> 風丸(12t) (境高校水産科)	福浦友幸(27歳)など6人	11・14	朝日記者・写真部員が同行(→図9)。『アサヒグラフ』他にも。
1953・6・27 『毎日新聞』	鵬 <sup>お</sup> 丸(50t) (隠岐高校水産科)	但馬己一(36歳)など8人	6・24	毎日記者、山陰日日記者、漁業の都田佐 <sup>(市)</sup> 一、橋岡忠重も同行。
1953・6・28 『山陰新報』	くずりゅう、おき (第八管区巡視船)		6・27	島根県職員澤富造、井川信夫ら同行「五箇村竹島」の標柱建設。
◎1953・10・19 『山陰新報』	ながら(270t) (第八管区巡視船)		10・17 接近	上陸せず。辻政信議員の視察に川上健三外務省事務官が同行。
1953・10・23 『山陰新報』	島根丸(63t) (島根・水産試験場)	神藤場長以下13名乗組	10・21	第5次対馬暖流調査の途次立寄る。「独島」の標柱を発見。
1954・5・6 『山陰新報』	しまかぜ (島根県取締船)	脇田敏組合長が漁協員15人引率	5・3	五箇村久見漁協と県が協力し出漁。ワカメ2千貫採り帰る。



# 日本へ還る竹島探訪

## 10年の空白破り初乗込み

竹島の略図

怪奇な無人島、魅力は魚

「アシカ鳴く岩礁／怪奇〜」

「ドル箱だった島だろうか。」

戦争と／ともに渡航が中止されて以来、い／ま目のたりにみる島にはそんな／気配もなく押黙った岩また岩であ／る。マストと見誤った西島の頂上／はまるで槍ヶ岳を〜

ピラミッド型の竹島の全景 左が西島 右が東島

東島に韓国民権碑

近年になって藤井賢二や朴炳涉らの研究【注3】が広く知られるようになり“誤解”も少し解けてきた感があるが、一時期は、李ライン問題と竹島＝独島の領有権問題とが同時に顕在化したためと思われるが、日本漁船が李ライン付近で拿捕されたと聞くと「竹島」を連想しその近海で拿捕されているかのように思い込んでいる人が多かったように思う。

しかし下の島根県の拿捕漁船の一覧表からも推測されるように、日本漁船が漁場にひしめきそれだけ拿捕件数が多かったのは、主として対馬から西、特に済州島を中心とする水域であった。一方竹島＝独島の近海は、水深が深いために李ラインがあった当時は漁場としての注目度が低く、同島近海における李ライン違反での拿捕例はなかったのである。

李承晩ライン付近において拿捕された島根県の漁船一覧

拿捕年月日	船名	トン数	船長	乗組	拿捕された水域
1954・11・9	第一大和丸	41	小川 昭	10人	対馬・神崎の西北 24 マイル。2隻とも底引漁船。
	第二大和丸	38	米井章二	11人	
1954・12・21	第三平安丸	38.34	池野和平	10人	対馬・神崎灯台西方 20 マイル。農林 426 漁区。底引漁船。
1955・9・15	第一・八東丸	47.7	表田敏信	13人	対馬・西南。農林 222 漁区付近。底引漁船。
1956・4・18	第六浜富丸	48	木村 昇	12人	対馬神崎灯台西方 42~43 マイル。農林 223 漁区。底引漁船。
1961・11・3	第二東洋丸	44	花部啓作	10人	北緯 34 度 1 分、東経 128 度 49.5 分。農林 222 漁区【*1】
1962・5・13	同上	同上	同上	11人	対馬・豆殿崎北西 27 km。農林 222 漁区。底引漁船。
1963・3・16	第八大成丸	49.18	田中重喜	12人	対馬・南端西方約 50 km。農林 229 漁区。底引漁船。
	第十美好丸	13.9	木村鉄夫	7人	
1963・6・10	三宝丸	14	次藤 悟	6人	五島列島・大瀬崎の西南西約 144 km [2隻ともタイ延縄船]
	第五清興丸	46.16	中里幸一	12人	
1963・9・19	第五清興丸	46.16	中里幸一	12人	北緯 34 度 15 分、東経 128 度 52 分【*2】。底引漁船。

\*拿捕された漁船の一覧は、島根県『新修島根県史・通史篇3』1967年、p.226に拠った。表の各項は『山陰新報』『島根新聞』の初報記事に拠って作成したが、【\*1】の拿捕の水域は同年11月5日付『島根新聞』の続報記事に拠った。【\*2】では「北緯」「東経」の誤りを正した。



### 13-5 日韓基本条約の締結

日韓会談は、李ライン問題をめぐる漁業交渉だけでなく、日本の植民地支配に対する賠償問題（請求権問題）や在日韓国／朝鮮人の法的地位をめぐる問題でも日韓の意見は厳しく対立し、繰り返し暗礁に乗り上げた。またそれに加えて、日本側委員の「妄言」（高崎宗司）、すなわち問題発言によって交渉が決裂することも一度ならず起きた（「久保田発言」【注4】によって第3次会談が1953年10月の決裂したことはよく知られているが、この時は米国の斡旋によって日本側が「久保田発言」の撤回を表明するまで4年以上中断した。再開〔第4次会談〕に漕ぎつけたのは1958年4月であった）。

ところで、1952年から始まり1965年の合意に達するまで7次にわたった日韓会談の中で、竹島＝独島の問題が正式な議題とされることはついになかった。この島の領有権問題が日韓会談の正式な議題にならなかった理由は、表向きは、韓国側が領有権問題の存在を認めず日韓会談で取り上げることを拒否し続けたからである。

しかし実際のところ、日韓両政府とも領有権問題が絡むと両国の国民（国内世論）の合意形成が極めて困難になると分かっていたので、あえて深く追求しなかったのではないかと思う。筆者の想像だが、一つの合理的な政治判断として、竹島＝独島のような経済的価値の乏しいと見なされる無人島の領有権問題に固執して、国民経済に直結する請求権問題や漁業協定問題の解決を放棄するわけにはいかないと、交渉担当者間では暗黙の了解があったのではないかという気がする。

#### 軍事政権の成立と請求権問題の妥結

日韓会談が妥結に向かう大きな転機になったのは、韓国の軍事クーデタで朴正熙（1917～1979）政権が誕生してからである（1961年5月16日に軍事クーデタ発生、7月朴正熙が最高会議議長に就任）。朴正熙は、日本の植民地時代に生まれ、青年期は高木正雄の名で満洲軍学校と陸軍士官学校に学び陸軍中尉として関東軍で軍務に就いていた。日本の敗戦後は韓国の士官学校に入り（2期生）、韓国軍の将校となっていた人物である。

日本側は、当初軍事独裁政権が韓国民の支持を得られるか不安視したが、クーデタを指揮した朴議長の反共・親米的な政治姿勢が明らかになるにつれて彼の指導力や経歴、若さに期待を寄せるようになり、むしろこの機を捉えて積年の諸懸案を解決したいと考えるようになっていった。一方韓国側でも、国民経済を発展させて朝鮮戦争後の貧困からの抜け出すことで国民の信任を得たい（それが軍事政権の正当性の裏付けにもなる）、その開発資金を獲得するためにも日韓会談における請求権問題などを解決したいと考えていた。

こうした日韓双方の懸案解決への期待・意欲の高まりをうけて第6次会談が始まり（1961年10月～1964年11月）、この段階で請求権問題の解決の目途がつけられた。この問題では、日本側が植民地支配に対する賠償請求は認めないものの、韓国への「独立の祝い金」

として10年間で無償3億ドル（1080億円）と有償2億ドル（720億円）の資金供与を行うという内容で妥結した（1962年12月、大平正芳外相・金鍾泌中央情報局長会談）。

すなわち日本側が、日韓保護条約・併合条約の効力問題や植民地支配の責任を問う請求権問題では妥協できない（“責任”は認めない）が、他の名目での資金供与は可能だとの態度を貫き、資金を必要とする韓国側が“名を捨てて実を取る”決断をした結果であった。

#### 問題の解決に向けた模索——「日韓共有」案と「竹島密約」——

請求権問題に解決の目途がついた後、会談の焦点は李ライン撤廃と漁業協定の問題に移っていった。しかしこの問題も、解決が難しいと考えられた上に竹島＝独島問題も絡んでいたでなかなか進捗しなかった。日韓会談で竹島＝独島の領有権問題の解決が真剣に模索されたのは、この時期以降である。

先にも述べたが、日韓両国とも政府担当者レベルでは、竹島＝独島は「無価値の島」である（伊関佑二郎外務省アジア局長）という認識がほぼ共有されており、この島の領有権問題のために他の協議が進まず、あるいはせつかく妥結した請求権問題が御破算になるような事態は回避しなければならないと考えていた。しかし領有権問題は、両国とも国民感情を刺激する扱いの難しい問題でもあり、妙案はなかなか見い出せなかった。

この時期の注目すべき提案の一つは、大野伴睦自民党副総裁による「日韓共同所有」というアイデアである（1962年12月訪韓して金鍾泌に打診し、翌月に公表）。

しかしこの提案には日本国内から強い反対の声が上がり、池田勇人首相が日韓交渉の一括解決と竹島共有否定を明言したことにより立ち消えとなった。

「竹島・李ライン問題は請求権、法的地位の問題とともに日韓関係正常化の前提である。一括して国民の納得する解決がなければ正常化できない。私は竹島共有は考えていない。従来の主張を全面的に韓国に認めてもらう方針である。李ラインは国際的に合法的とは考えていない。魚族保護など両国の利益になるよう解決したい」（1月26日参議院本会議。1963年1月27日付『島根新聞』より）

また近年ロー・ダニエルの著書『竹島密約』（2008年刊）によって公表され、その存在が研究者の間で認められるようになった、いわゆる「竹島密約」による「棚上げ」方式というアイデアがあった（ただし日本政府は「密約」の存在を否定している：2007年4月3日、鈴木宗男議員の質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁書）。

ロー・ダニエルに拠れば「竹島密約」とは、佐藤栄作首相の意をうけた河野一郎国務大臣と金鍾泌中央情報局長の兄の金鍾珞との間で取りまとめられた次のような了解である。《竹島・独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。

したがって、条約では触れない》。

①両国とも自国の領土であると主張することを認め、同時にそれに反論することに異

論はない。㊸しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きし、重なった部分は共同水域とする。㊹韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。㊺この合意は以後も引き継いでいく。(上掲書、p.208)。

日韓会談はこの秘密の了解(1965年1月)により条約締結に向けた動きを加速させた。

#### 日韓条約の締結(1965年6月22日)

日韓交渉は、最終的に以下のような1つの基本条約と4つの協定および「紛争解決に関する交換公文」としてまとまった(1965年6月22日、東京で調印。佐藤栄作内閣)。

- ㊻日韓基本条約(日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約)
- ㊼日韓漁業協定(日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定)
- ㊽日韓請求権・経済協力協定(財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定)
- ㊾在日韓国人の法的地位協定(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定)
- ㊿日韓文化財・文化協定(文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定)
- ㊽㊾紛争の解決に関する交換公文(日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文)

㊻の日韓基本条約では、第2条で(旧条約の無効)が確認され、第3条では(大韓民国政府の地位)の確認がなされている。

第2条 千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第3条 大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

この第2条では、日韓議定書(1904年2月22日締結)から韓国併合条約(1910年8月22日締結)まで、日本が大韓帝国を植民地化していく過程で強要したさまざまな条約・協定のうちの、どこの時点から無効と確認するかという問題が詰め切れなかったため「もはや無効である・・・」という曖昧な表現が使われている。

これは、日本側が(日本による植民地支配は、併合条約に基づく合法的なものであり、それについての謝罪や賠償の要求には一切応じられない)という姿勢を崩さなかった結果である(私見だが、この日本側の姿勢が公正・妥当なものだったか、半世紀後の今日の視点から再考する必要があると思う)。

また第3条では、韓国政府が朝鮮にある唯一の合法政府であると認めたものの、韓国政府の管轄権がどこまで及ぶのかについては曖昧なままにされた。

㊼の日韓漁業協定では、前文の中で「公海自由の原則」の尊重が確認されていることをもって李ラインが実質的に撤廃されたと見なされた。これは日本側が李ラインの規制を国際法上不当なものとして見なしてきた関係で、条文の中で名指すこと(それをすれば李ラインの存在を是認したことになりかねない・・・)を避けるための工夫であったとされる。

また第1条で、日韓両国とも沿岸の基線から12カイリを「漁業に関して排他的管轄権を行使する水域」(「漁業に関する水域」)とし、第2条では、韓国側漁業水域の外側に帯状の「共同規制水域」を設定したが、条文中に竹島=独島の島名はどこにも書かれなかった(「竹島密約」の㊸の了解に基づいて、日本も韓国もそれぞれこの島を自国領として領海と「漁業に関する水域」を設定したものと思うが、筆者は十分確かめていない)。

次の第3条と附属書で「共同規制水域」における漁業資源保護のための規制措置を規定し、第4条では「漁業に関する水域」の外における漁船の取締りは、漁船の属する国のみが取締りおよび裁判管轄権を行使するとした(いわゆる「旗国主義」)。この規定により、日本漁船が韓国艦艇に拿捕される心配はなくなった。

第6条では、協定の目的を達成するために日韓漁業共同委員会を設置することが定められた。共同委員会設置は、日米加漁業条約(1952年)等の先例と同じものである(以上、みなと新聞社編『漁業で結ぶ日本と韓国』、pp.137~149参照。「漁業協定」は同p.185~)。

㊽の日韓請求権・経済協力協定では、日本側が植民地支配に対する賠償請求権を認めず、先の合意通りに無償資金供与3億ドル(1,080億円)で決着した。ただしその内容は、資金そのものを提供するのではなく、その金額に相当する日本の生産物と日本人の役務(工事の請負など)を提供するというもので、実質的に日本製品の韓国輸出、日本企業の韓国進出の契機、呼び水となるものであった。

さらに第2条1項では、韓国と韓国国民の対日請求権について次のように規定していた。

第2条 1. 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

この条項は、日本側から提起されたようだが(高崎宗司『検証・日韓会談』、p.170)、日本としては、協定締結後に再び請求権に関連した法的問題が提起されたり裁判が起こされたりしないよう、あらかじめその可能性の芽を摘んでおこうとしたのであろう。

しかし、ここでは説明を省くが、1968年以降、元徴用工、在韓原爆被爆者、サハリン残留者、元軍人・軍属とその遺族、元従軍慰安婦などから様々な個人補償請求訴訟が提訴され始めた。こうしたさまざまな戦後補償請求の裁判を通して、国家(政府)レベルで締結された条約(協定)の道義性(道徳性)が問われるようになってきたのである。

## 「紛争の解決のための交換公文」について

既述したように、竹島＝独島の領有権問題は、韓国が領土問題の存在を認めない立場をとり続けたことと日韓両国とも領有権問題の紛糾によって日韓会談が頓挫してしまうことを避けたいと考えたことから、最後まで本会談の議題として取りあげられることなく経過し、最終的に「紛争の解決のための交換公文」を取り交わすことで実質的に「棚上げ」とされた。以下にその「交換公文」の核心部分を引用しておく（全文は巻末「付録・5」参照）。

「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし (1)、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続きに従い (2)、調停によつて (3) 解決を図るものとする」

良く知られていることだが、この交換公文の定める紛争の解決方法には引用下線部に示したように3つの関門がある。そのどれもが一筋縄ではいかない“解決方法”である。

最初の関門である下線部(1)については、竹島＝独島問題が「両国間の紛争」に該当するか否かが問題となる。日本の立場からは、竹島＝独島問題を日韓会談終了後に持ち越す(解決を先送りする)ために「交換公文」を交したのだから「両国間の紛争」とは竹島＝独島の領有権問題を意味しており、それを協議する場を設定したいという主張になる。一方韓国側は、領土問題など存在しないと主張しているから、竹島＝独島問題は(1)にいう「両国間の紛争」には当たらず、日韓の協議の必要は認められないという主張になる。

しかし、竹島＝独島問題が「外交上の経路」によって解決できなかったために「交換公文」を交わしたことを想起すれば、この項を適用して日韓協議が行われることも、それによって「紛争」が解決されることも最初から不可能と了解されていたのではないかと思う。

次の関門である下線部(2)は、前項による解決が出来なかつた場合の解決方法を規定しているが、仮に竹島＝独島問題の存在を韓国側が認めたとしても「両国政府が合意する手続き」について日韓間で合意に達するまでには、大変な困難が予想されるであろう。

最後の下線部(3)だが、「調停」は「仲裁」とは異なり、当事国を拘束するものではないから、提示された調停案を一方の当事国が拒否すれば調停は成立しない。したがって「調停」で問題が解決するかどうかは、その時にならないと分からないということになる。

以上の3つの関門を考え合せるなら、この交換公文によって竹島＝独島の領有権問題が解決するとは思えない。したがってこの交換公文は「解決せざるをもって、解決したとみなす」という「竹島密約」に基づき「棚上げ」方式で問題を処理した文書であると考えるのが、自然な理解といえるのではないかと思う。

和田春樹は、この「棚上げ」方式が採用された背景について次のように述べている。

「日本側が併合条約は合法的であり、植民地支配は合法的な条約に基づいて合意によりなされたものであるから、反省も謝罪も賠償もしないと考えていた一九六五年の時点では、日韓条約の本体同様に、玉虫色の解決で問題を棚上げするのが唯一可能な、

合理的選択であったと言えるでしょう」(和田『領土問題をどう解決するか』、p.218)

国際法学の皆川<sup>たけし</sup>は、まだ日韓会談が続いていた時期から(竹島紛争は領土主権が日韓いずれの国に属するかを双方が法的理由を援用して争っている「法的紛争」であるから、両国を共通に拘束する国際法に従って解決が図られるべきである)(皆川論文「竹島紛争と国際判例」1963年)と主張していたが、「紛争の解決のための交換公文」が公表された直後に書いた論文では、次のようにこの「交換公文」の本質を見抜いた所感を述べている。

「大方の期待に反し、竹島紛争は、わが方の主張にもかかわらず、たな上げになったというふうにとられている。しかし紛争の解決が後にのぼされたというだけではない。憚りからいえば、実際問題として竹島をわが国の手にとりもどす見込みはほとんどなくなったということである。日本海上にかぶこの小さな岩礁の存在は、やがて——地域のサークルの外では——一般の人々の記憶と関心から消えさるまで遠ざかっていくことになるかもしれない」

「このような取決にあえて日本が同意したのは、まったく一つの譲歩を構成するものであったことが判明する。この譲歩は、おそらくつぎのような理由によって説明されるであろう。すなわち、一衣帯水の近きにある日韓両国が国交を開き、友好関係を維持する利益は、竹島のような利用性のない岩島の主権を固執することによって、その実現を妨げられてはならないということである」(皆川「竹島紛争とその解決手続」：『法律時報』1965年9月号・37巻10号所収、引用の前段p.38、後段p.44)

【注1】吉田首相がサンフランシスコ講和会議における演説で述べた「千島列島」の範囲についての見解は、平和条約調印後の批准国会(第12回国会：1951年10月11日～11月30日)の審議の中でも政府側が繰り返し表明しているものであり、平和条約を締結・批准した当時の日本政府が、同条約第2条(c)で日本の放棄することになる「千島列島」の範囲の中に択捉・国後両島が含まれているという解釈に立っていたことは確実である。

なお現在の外務省が主張する「四島」の返還要求は、もともとは齒舞・色丹の「二島」返還を引き出すための対ソ交渉の戦術的主張に過ぎなかつたといわれているが、それが「固有の領土」という断固としたものになつたのは、①日米関係の維持を最優先に考える日本の外務省内の親米派(吉田派)が、沖縄・小笠原の占領を続けていた米国＝ダレスの思惑(沖縄・小笠原返還要求から生じる日本国内の反米感情を「北方領土」に関する反ソ感情で相殺したい)に配慮し、日ソ平和条約の締結に冷淡ともいえる消極的な姿勢で交渉に臨んでいたことと、②「保守合同」前後の自民党内の吉田派と鳩山派との確執から、吉田派が「四島」返還を強く主張することで、日ソ交渉を主導していた鳩山派に対抗しようとしたことが重なつたためといわれている。《参考》「日ソ共同宣言」が出された1956年に発行された外務省記者クラブ・河村欣二編『外務省』では、「外務省条約局」について、次のように述べている(同書、p.171)。

「だがこの条約局も学者ぞろいではあるが、官僚の悲しさとか学者としての節などは政策のために今迄堅持していた“正論”を翌日にはオカシナ解釈をつけて知らぬ顔の半兵衛をキメ込むほどの芸当も持合せている。

たとえばこんな例がある。サンフランシスコ条約の解釈について外務省には当時の西村条約局長（現フランス大使）の国会答弁を中心として条約局第一課が編集した「日本国との平和条約及び安全保障条約国会審議要旨」という本があるが、・・・すべての条約解釈はこれを基礎として一つの体系ある解釈に統一されていた。ところが、最近に至つて日ソ交渉が<sup>(7)</sup>初まり、このバイブルを捨て去つたというのだ。なぜなら、このバイブルをみていると、今モスクワで日本が強硬に主張しているエトロフ、クナシリノの両島は、条約上の解釈からみて、どうみても素面では要求できないことになる。

西村条約局長の解釈では・・・中略・・・日本はサンフランシスコ条約で南樺太と千島列島を放棄した。しかも南千島であるクナシリ、エトロフの両島も千島列島に含まれるということになっているのだが、現在に至つて突如として、『クナシリ、エトロフは千島ではない。日本固有の領土であるから返すべきだ』といつて、南千島などということはオクビにも出さない。これには、さすがの御用学者である東大の国際法教授連もアキレ顔の態である」

【注2】既に第8章でも指摘したが、戦前の日本の漁業は、日本の遠洋漁業にとつての漁場が相手国の近海・沿岸漁業の漁場であるということについてはほとんど無頓着であった。また先進的な設備・技術を駆使する日本漁船の操業が、相手国の漁業資源を乱獲したために、同地の漁業者の脅威となり、また対日感情悪化の要因となっていたことについて自覚に欠けるところがあった。ダレスが対日講和交渉の過程で、米国議会報告や米国民に向けた講演などのたびに日本の漁業問題に言及していたのも、米国内はもちろん、英国、カナダ、オーストラリアなどから日本漁業の復活について強い懸念が示されていたからである。

吉田内閣は、最終的に米国側から海洋漁業に関する声明案を提示されてそれを受け容れ、対日講和条約案が公表される直前に日本政府声明として発表した（1951年7月13日）、その趣旨は次のとおりである（『日本外交文書・平和条約締結に関する調書』第2冊所収・付録59、p.657）。

「日本政府は、1951年2月7日付吉田総理のダレス特使あて書簡に含まれた漁場保存に関する自覚的宣言が、世界のすべての部分における漁場保存取極を包含する意図であることを確認する。政府は、主権回復後できる限りすみやかに、他の国々と漁場の発展と保存のため公正な取極を作成する目的で交渉を行う用意がある。政府は、それまでの間、濫獲から保護するために、国際的又は国内的処置によつて、措置ができていない現存漁場で、日本国民又は日本登録船舶が昭和15年（1940年）に操業していなかった漁場では、自発的に、且つ、国際的権利の放棄を意味しないで、日本の居住国民及び日本登録船舶に漁業の操業を禁止する」（声明自体は『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約・対米交渉』、p.496参照）

引用の後段にある「昭和15年（1940年）に操業していなかった漁場」という“条件”は、旧日本帝国の沿岸・近海についてはこの声明の適用範囲外であることを意味している点に注意す

る必要がある。日本政府が配慮を示したのは、米・英・オーストラリアなど欧米諸国に対してであり、あからさまに言えばアジア近隣の諸国は配慮を示すべき対象とできていなかったのである。

こうした政府声明に露呈している日本のアジア諸国に対する軽視・無頓着ぶりと同質のものを、李ライン宣言を報じた当時の『島根新聞』にも見ることが出来るように思う。たとえば「奇怪な“李宣言”／絶対反対 水産界に大反響」という見出しをつけた同紙の記事本文には、次のように書かれている（1952年1月26日付『島根新聞』）。

「〔前略・・・〕講和条約発効後は戦前通り朝鮮水域まで進出出来るものと期待をかけていた島根県の水産業界にも大きな反響を呼んでいる。〔・・・中略・・・〕戦前島根県では小規模ながら底引船数隻が朝鮮水域で操業していたが、県の計画としては講和発効後マ・ラインが撤廃されれば再び同水域に進出すると共に、現在法で規制されている百三十度線の制限（本県業者は同線以西の操業は禁止されていた）の撤廃を呼びかけ対馬水域まで乗り出そうと計画していたので、こんどの李宣言には絶対反対の態度を見せている」

李ライン宣言とそれに対する日本側の反応についてここで論じるつもりはないが、朝鮮戦争で国土が荒廃し経済が疲弊した状態にあった当時の韓国から見て、かつての植民地宗主国であり水産大国でもあった日本の漁業が、主権回復後にその優秀な漁船、漁具、漁業技術を携えて再び朝鮮半島沿岸水域に進出を図ろうとしていることが、どれ程理不尽かつ脅威に映っていたかを、日本人は考えてみる必要があったと思う。

また、戦勝国であり且つ世界有数の水産大国であった米国が真っ先に「トルーマン宣言」を出して日本漁業の復興を牽制していたことを想起するなら、李ライン宣言が排除しようとした日本漁業に対する脅威認識を韓国側の誇張や過剰反応だと非難するだけでは済まないように思う。

さらに「トルーマン宣言」が領海外側の公海の主権までは主張していなかったとしても（藤井賢二など）、この米国の宣言に倣って中南米諸国が同工異曲の海洋宣言、大陸棚宣言などを続々と公布し始め、それらの動きがやがて世界の大勢となって今日の国連海洋法条約の「200カイリ経済水域」に行きついたというその後の歴史の中に位置づけてみるなら、李ライン宣言がそれ程不当な権利主張だったとは言えないとも思う。

【注3】たとえば、藤井賢二「島根県の漁業者と日韓漁業紛争」（『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』2011年所収）では「竹島近海は水深が深く底曳網漁業の好漁場ではなかった。よつて、竹島近海で日本漁船の大量拿捕があったかのような言説は偽りである」（上掲報告書、p.88）と述べている。そしてその注記において「偽り」の言説の例として2006年4月20日付『朝日新聞』社説「お互いに頭を冷やせ」と2010年10月の『週刊ポスト』（42-40）の記事を取り上げている。前者は題名をあげているだけだが、後者については「竹島近海で操業している日本漁船に対して、銃撃や拿捕を繰り返すようになった」という記述について、具体的に「偽り」であることを論証している。

また朴炳渉「竹島＝独島漁業の歴史と誤解（1）」、「同（2）」（『北東アジア文化研究』〔鳥取短期大学〕第33号、第34号：2011年3月、同11月）は、先行研究を詳細に跡づけながら第二次世

界大戦の戦前と戦後の竹島＝独島漁業の実態を具体的に浮かび上がらせている。そしてその「結論」部分で、竹島＝独島漁業に関連する世上に流布された誤解や偽りの言説を5つの「神話」としてまとめて短い論評を添えているが、その中の「神話4」では竹島周辺海域で日本漁船が多く拿捕されたという言説を取り上げ、次のように論評している。

「李ラインは1952年1月に引かれ、1965年12月に撤廃された。この期間、竹島＝独島の周辺海域は漁場としての魅力がなかったため日本漁船の出漁はほとんどなかった。わずかに島根県と海上保安庁が共同でお膳立てした根付漁業が一度だけ知られているのみで、李ラインを侵して竹島＝独島周辺で拿捕された漁船は1隻も知られていない」（上掲誌・第34号、p.41）

【注4】日本の久保田貫一郎首席代表（外務省）の問題となった主なやり取りは、次のようなものである。

①久保田：日本側としては対韓請求権があるという態度は堅持している。しかし歩み寄る気持は十分もっている。あなたの方には請求権があり、当方にはそれが無い、ということでは困る。洪代表：歩み寄るというが、日本のいう請求権と、韓国のいうそれとは、法律的には意味が違う。韓国のいうのは、朝鮮が日本から分離することにもなる清算問題だ。日本の主張は政治的だ。・・・日本側が三十六年間の蓄積を返せというならば、韓国側としても三十六年間の被害を償却せよという外はない。

久保田：・・・そのような請求権を出すというならば、日本としても朝鮮の鉄道や港を造ったり、農地を造成したりしたし、大蔵省は、当時、多い年で二千万円も持出していた。これらを返せと主張して韓国側の政治的要求と相殺しようということになるのではないか。

②洪代表：あなたは、日本人が来なければ、韓人は眠っていたという前提で話をしているのか。日本人が来なければ、われわれはもっとよくやっていたかも知れない。

久保田：これから先いうことは、記録をとらないでほしいが・・・私見としていうが、〔・・・中略・・・〕当時日本が行かなかつたら中国か、ロシアが入っていたかも知れないと考えている。

張代表：千万円とか、二千万円とかの補助は韓人のために出したのではなく、日本人のために出したので、その金で警察や刑務所をつくったのではないか。

③洪代表：なぜカイロ宣言に「朝鮮人民の奴隷状態」という言葉が使われているのか。

久保田：私見であるが、それは戦争中の興奮した心理状態で書かれたもので、私は奴隷とは考えていない。

張代表：日本が財産をふやしたのは、投資や経営能力が良かったためだと考えるのか。日本人が土地を買ったのは、東拓〔引用者注：東洋拓殖会社〕などが総督府の政策で買ったもので、機会均等ではなかった。

久保田：日本のためのみではない。朝鮮の経済のためにも役立っているはずだ。

（以上の引用は、1953年10月22日付『朝日新聞』の「久保田発言の議事録」より抜粋）

引用は以上で止めるが、日本側の問題発言はこの事件後にも繰り返された。当時の日本人が朝鮮の植民地支配をどのように認識していたかが如実に示されているが、このような植民地主義的発想は、1960年の国連総会決議「植民地独立付与宣言」によって国際社会では否定されるに至っている。

## 《補論6》リーフレット『竹島～日本の領土であることを学ぶ』について

「竹島問題」のリーフレット『竹島～日本の領土であることを学ぶ』（A4版・8ページ立）が発行された。これは、当初島根県内の中学校で使用することを想定した副教材として作成されたもので、表紙には島根県、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求島根県民会議の3者の名が列記されている。『山陰中央新報』（2012年2月22日付）によれば、このリーフレットは、竹島・北方領土返還要求島根県民会議が製作したもので、県内の中学2年生全員に配って授業に役立ててもらうほか、広く一般にも配布するとのことである。

このリーフレットでは、竹島＝独島の領有権問題における日本側の領土権の主張を、多数のカラー写真や地図を使って解説しているが、その内容は、紙面が限られているためでもあろうが、昭和戦前期と戦後期に紙面の大半を当てるという、思い切った構成をとっている。以下に、全体の内容構成を箇条書きで示しておく（なお②～⑥の文言は、リーフレットの表現のまま）。

- ①「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」（表紙）
- ②日本の領土なのにいけない島「竹島」（見開き）
- ③昔の竹島と日本との関わり
- ④領土問題の発生
- ⑤主権が侵害されていることにより起こっている問題
- ⑥平和的に解決するために
- ⑦朝鮮『八道総図』、関連年表、関連地図（裏表紙）

たまたま本稿が扱っている戦後期の記述と重なる論点が多かったこともあり、このリーフレットを一読して誤りに気づいたり、記述のしかたに疑問を感じたりする箇所がいくつかあった。そこで以下、このリーフレットについて筆者の疑問や批判を記しておきたい。

### 疑問1 現在の竹島に「幕府の許可」はあったか？

リーフレットの③「昔の竹島と日本との関わり」には次のように書かれている。

「江戸時代初め、日本人が幕府の許可を得て鬱陵島で林業や漁業を行い、その行き帰りに現在の竹島で漁業を行っていました。1661（寛文元）年以降、現在の竹島についても幕府の許可を得て漁業が行われました」（下線は引用者。以下も同じ）

右の下線部の記述は、いわゆる「松島渡海免許」のことを指していると考えられるが、松島渡海免許があった（発給されていた）というのは外務省職員だった川上健三が自著で主張した説である【注1】。しかしこの「松島渡海免許」については、池内敏や内藤正中らの研究によって存在しないことが論証されており【注2】、外務省作成のパンフレット『竹



島—竹島問題を理解するための10のポイント』(2008年)でも明確な言及が控えられている(同パンフの3の4には「こうして、我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられます」とあり、「幕府の許可」にも、免許の年にも触れていない)。

もともと川上説は「御老中様へ<sup>ごないさまうしろう</sup>得御内意申候」という書状の文言をとらえて「幕府の正式承認の下に松島に渡海するようになった」と結論付けたものであり「竹島渡海免許(状)」のような史料を根拠とするものではなかった。

## 疑問2 現在価値への換算率は妥当といえるか?

同じ③の1935(昭和10)年の竹島における漁業の「収支決算書」に添えられている「現在価値換算」は、説明文では小学校教員の初任給の比較換算により、当時の1円を現在の5千円として計算したとされている。しかし5千倍という換算率は、率直に言って高過ぎる感じがする。どのような数値を根拠に算出したのだろうか。

たとえば『島根県近代教育史』第2巻には、次のような昭和初期の小学校教員(横田武)の回想が載っている(小学校教員の「初任給」についての資料は載っていなかった)。

「昭和七年西郷町小学校から反対側の五箇村小学校に転勤した。四、五月は何もなかったが、六月頃から納税不振のため四八円のうち三〇円の内払いが始まった。下宿は晩酌つきで一五円で、食事内容は豊富で、部屋は一番奥まった最上のものであった。俸給の遅払が始まると下宿代も内入で、三〇円貰えば一〇円というところであった。・・(中略)・・翌年二月に前年来の俸給の全額が支給された。当時はほとんど目にかかれぬ百円紙幣を何枚か手にした時は呆然とした。俸給って有難いと思った。しかし下宿や店屋へ支払をすませると金は残らなかつた」(同書、p.1153)

この回想を書いた横田武は『隠岐の四季』(1981年刊)の著者と同一人物と思われるが、そのとおりだとすれば、1930(昭和5)年3月に島根県師範学校本科第二部を卒業して西郷町尋常高等小学校訓導に任じられているので「昭和七年」は奉職3年目に当たる。

一方、週刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』(朝日新聞社)の「教員の初任給」(基本給のみ。小学校教諭二級普通免許状を有する者)の項を見ると、1933(昭和8年)では「45円～55円」となっている(同書・続編、p.19)。先の横田の俸給の48円は、初任給と同じではないと思うが、それでも『値段の・・風俗史』の数値の妥当性を裏付けているとは言えるであろう。また昭和恐慌の只中であつた1932年と1935年(「収支決算書」の年)とでは、景況感に多少の違いがあると思うが『島根県近代教育史』所収の統計表で見るとこの間の小学校教員の俸給(平均額)はほとんど変化していない。

一方現在の島根県の公立小学校教員(大卒)の初任給は、約20万円位であろうから、リーフレットの換算率は大き過ぎ、換算値だけを見ていると誤った印象を受けると思う。

よく使われる米価による換算率(こちらは国の米価政策などの影響で換算率が低くなりすぎる傾向がある)も併記するなどして、換算値が独り歩きしないように工夫すべきではなかったかと思う。

## 疑問3 植民地期の事象に言及した理由は?

また同じく③には、先に見た「竹島における漁業の収支決算書」の他に、1929(昭和4)年に島根県が発行した「アシカ漁業鑑札」と1935(昭和10)年の竹島で撮影された2枚の写真(アシカ捕りの様子と漁夫・海女の集合写真)の3点が、すなわち日本が朝鮮を植民地支配していた時期のものが選んで載せられている。そして同ページの説明文の中には、次のように書かれている。

「韓国は、日本の竹島領土編入を『侵略(韓国併合)の第一歩』だと主張していますが、現在の竹島が韓国の領土であつたことはなく、日本人の漁業が長く行われてきたことから、日本が竹島を領土編入したことが『侵略の第一歩』などではないことは明らかです」

このような断定的な書き方は、日本側にも竹島=独島を(朝鮮領である)と考えていたことを示す史料(→後述「疑問4」参照)があることや、本稿『前篇』で詳しく論じたように、日本人が鬱陵島と竹島=独島をひと括りにする表現をしばしば使ってきたという事実【注3】に照らしても、正確な表現とは言えないと思う。

それに加えて、このリーフレットでは、植民地期に踏み込んで日本側の主張を展開しているが、筆者の理解する限り、これまで日本の外務省でも植民地時代に言及することには一貫して慎重な態度をとっており、この部分はこのリーフレット独自の主張と考えられる(前掲の外務省のパンフレット『竹島』では、その「6」として、日本による領土編入について述べた後植民地支配のことには一切触れず、次の「7」ではサンフランシスコ平和条約について記している)。

日本の外務省が植民地期の事象に踏み込むことに慎重であるのは、第二次世界大戦後の国際社会では、植民地支配の正当性が全面的に否定されるようになっているためではないかと、筆者なりに理解している【注4】。外務省が日本の過去の植民地支配に言及しないのは、現在の国際社会に身を置く者の“知恵”でありまた見識でもあろう。

本稿『前篇』第7章で詳しく検討したが、日本が「竹島」を領土に編入した1905年当時の韓国(ここでは大韓帝国の略称)は、日露戦争のために派兵された日本軍によって前年2月の日露戦争の開戦直後から全土を占領された状態に置かれており、「韓国併合」条約(1910年)よりも前のことではあるが、実質的には植民地支配下にあるのとほとんど同じ状況になっていたのである。現在の日本政府が(国際法で定められた手続きを踏んだ合法的な領土編入であつた)としている「竹島」編入までの全ての過程が、すなわち中井養三郎の請願運動(1904年夏～秋)から島根県知事による竹島編入の告示(1905年2月)

までの一連の出来事が、日本軍による戦時占領期になされていたのである。

こうした歴史的事実を前にして竹島＝独島の日本領土編入を考えた場合、この島の編入をめぐる日本政府・島根県の一連の行政処置が「侵略の第一歩」ではなかったと言い切れるか否かは、論じる人によって見解が分かれるところではないかと思う。そしてこの問題は、韓国と日本の主張が一番大きく隔たっている、あからさまに言えば“すれ違っている”歴史認識の問題でもある。したがって、韓国側がなぜ「侵略の第一歩」と主張しているのかを紹介したり、今述べたような歴史事実や時代背景を説明したりして、生徒たちが事実に基づいて正確・公正に考え判断できるよう、より慎重に扱うべきではなかったかと思う。

#### 疑問4 郷土史料に言及しない郷土学習で良いか？

「竹島学習」は、島根県の地理や歴史、産業などを学ぶ学習の一環であると思うが、このリーフレットでは、日韓両国の研究者から注目されている島根県の郷土史料（資料）の重要なものがとり上げられておらず、客観的に見て、島根県の生徒の「竹島学習」を視野の狭いものにしてしまうのではないかと危惧を覚える。

例えば前近代の史料では、浜田市立浜田図書館が所蔵する『朝鮮竹島渡航始末記』についても、島根県民として知っておくべきではないかと思う。

この史料は、江戸時代後期に浜田藩で起きた「天保竹島一件」（1836年）という密貿易事件に関する記録であるが、この文書中に「竹島」（鬱陵島）と「松島」（竹島＝独島）が朝鮮半島と同じ朱色に着色された地図が含まれている【注5】。この地図の色の塗り分けは、首謀者の八右衛門を取り調べ死刑に処した幕府当局が、「松島」も朝鮮領であると認識していたことを示唆するものであり、従来の川上健三説【注6】を揺るがすものである。

近代の史料では、1877（明治10）年の太政官裁決に関連する文書が全く取り上げられておらず⑦の「関連年表」にも載せられていないが、これは日本の「固有の領土」論に疑問を投げかける重要な史料である（もともと外務省パンフレット『竹島』も取り上げていないので、リーフレットの編集者としてはそれに倣ったまでのことかもしれない）。

この「太政官裁決」は、現在の内閣に相当する当時の太政官が、内務省から提出された上申書（「日本海内竹島外一島地籍編纂方<sup>ほが</sup>伺<sup>うかがい</sup>」）と、それに添えられていた島根県から内務省に提出された上申書（表題は右に同じ）とに基づいて、「竹島外一島」を日本とは関係がない島と判断していたことを示す一連の公文書のことである。この史料については、本稿『前篇』で詳しく述べたのでここでは説明を省くが、実はこの公文書の中に含まれている島根県から内務省に送られた上申書の原案に当る島根県側の史料が、稟議書として県政史料の中に保管されており、島根県の『竹島関係資料集・第二集・行政文書一』の中にも「明治九年・地籍・明治九年十月九日稟議『磯竹島一件』」の表題で翻刻されているのである。

この一連の文書は「竹島は日本の固有の領土である」という主張にとって不都合な内容であるためであろうが、外務省や島根県が発行したパンフレット類には一切言及されてお

らず、また国際法学でも扱うことが難しいためか、芹田健太郎『日本の領土』（2010年）でも触れていないものであり、有り体にいって日本では半ば黙殺された状態にある史料といえる。しかしこの史料の存在は、日韓の研究者には広く知られており、明治初期の日本政府の領土意識を論じる上で逸することのできない重要な史料とされているものなのである。

上記した2点の史料は、日本の領土権の主張にとって不都合な内容を含んではいるが、いずれも県内に所蔵されている郷土史料である。こうした郷土史料については、島根県民こそ、むしろその内容や日韓における解釈の違い・論争点などを詳しく承知しているべきではないかと思う。

その他の④～⑥の諸点は、本稿『後編』で筆者なりに詳しく論じてきたので、ここでの言及は省くが、一つだけ付け加えたい。それは⑤にある「日韓の排他的経済水域の境界線は、竹島（日本）と鬱陵島（韓国）の間に引かれるべきです」という主張についてである。

これと同じことを韓国側から主張すれば独島と隠岐諸島との中間線であるべきだという主張になることは容易に想像がつくことである。リーフレットの主張のような単純な議論が通用しないからこそ、現在のような漁業の水域（境界線の引き方）が日韓の漁業交渉で決められていることに配慮して、日韓の漁業交渉でどのような議論がなされ境界線が画定されたのかを、生徒が正確に理解し考えることができるように説明し書くべきであったと思う。そうしなければ、相手国への不信感を植え付けるだけで終わってしまう恐れがある。

『追記』③にある「アシカ漁業鑑札」に関連して、考えたことを2点補足しておきたい。

まず「鑑札」の写真を見て気づくことは、竹島＝独島ではこの漁業鑑札を受けた者でなければ漁業が行えなかったという事実である。つまり日本領有後の竹島＝独島は、誰でもが自由に出かけて漁の出来る島ではなく、漁業権を持たない者が勝手に漁をすれば密漁の罪にも問われ得る島だったということである。そうであるなら「竹島漁業」の権利を持たない他の漁民にとっては、竹島はほとんど縁のない島だったと言えるのではないか。

次に、大正末から昭和戦前期にかけては、竹島＝独島の根付漁業（アワビ、サザエ、ワカメなどの採取）の漁業権が、この漁業鑑札の名義人から売却ないし譲渡され、実際には朝鮮の鬱陵島で缶詰工場を経営していた奥村平太郎（死後は息子の亮）の手に移っていたという事実についてである。

田村清三郎『島根県竹島の新研究』によれば、竹島＝独島の根付漁業の権利は（途中で無契約の年も挟むが）「三ヶ年」千六百元とか「一ヶ年毎に契約を更新しつつ・千五百円」といった金額で、この漁業鑑札の名義人から奥村が手に入れ、鬱陵島の方から出漁して漁獲し鬱陵島で缶詰などに加工していたという【注7】。

考えてみれば当然のことだが、竹島＝独島における漁業は、より距離の近い鬱陵島から出漁する方が、隠岐から赴くよりも容易かつ安全である。したがって、鬱陵島が日本の植民地であった戦前期には、その漁業権が隠岐の漁業鑑札の名義人から鬱陵島の事業者へ実

質的に移転していたのも自然なことであったといえるし、そうであれば隠岐から竹島に直行するより何倍も多く鬱陵島の方から出漁していたはずである。もっぱら隠岐から出漁していたように受け取れるような説明の仕方は、正確さに欠けるのではないかと思う（鬱陵島に住む「隠岐の漁民」という説明も可能だし、実際にそういう場合もあったであろう）。

【注1】川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院）、pp.73~82

【注2】池内敏『竹島問題とは何か』（名古屋大学出版会）、pp.44~47「寛文元年松島渡海免許」参照。また内藤正中『竹島＝独島問題入門』（新幹社）、pp.103~106も参照。

【注3】竹島＝独島を朝鮮の鬱陵島の属島のように見なしてひと括りにする表現は、江戸時代から日本の諸文献に繰り返し見られる。一例を挙げれば、対馬藩の『竹嶋紀事』に「竹嶋之近所ニ松嶋<sup>と</sup>申嶋御座候而」（1695年12月11日の記事）、隠岐島司から県庁への回答文書中に「元来朝鮮ノ東方海上ニ松竹<sup>二</sup>島ノ存在スルハ一般口碑ノ伝フル所」（1904年11月30日、「乙庶第一五二号」）とある。後者では、鬱陵島と竹島＝独島が朝鮮に近いことを認めた表現になっている点も注目される。また本文でとり上げた明治前期の太政官裁決の文書中にも「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」（一八七七年三月二〇日、『公文録・内務省之部一』）とある。

【注4】1960年の国連総会では「植民地独立付与宣言」が採択されたが、この宣言は「国際人権規約」両規約（社会権規約と自由権規約）の共通第1条「人民の自決権」として条約化された。両規約は1966年の国連総会で採択され1976年に発効した。日本も1978年に署名、翌年批准している。

【注5】この地図の色の塗り分けを明確に指摘しているのは、朴炳渉「江戸時代の竹島＝独島での漁業と領有権問題」（鳥取短大『北東アジア文化研究』第35号所収）である。また『新修島根県史・史料篇3』（1965年刊）には、当該の地図が白黒印刷ではあるが色の塗り分けが推測できるように翻刻されている。さらに、島根県のホームページにある『Web 竹島問題研究所』から「調査研究成果・報告」→「杉原通信」と進んだ中にある「第6回 渡海禁止後の竹島（鬱陵島）」には、この地図がカラー写真で掲載されている。

【注6】川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（前掲書）では、この事件の判決（「申渡」）の中に「最寄松嶋江渡海之名目を以て竹嶋江渡り」（『石州松原浦無宿八右衛門一件 天保七申』）とあることから、「松島」への渡航は何ら問題がなく「松島」は日本領内と認識されていたとの解釈を示していた（同書、pp.190~193「日本人と松島」）。これに対し池内敏は、八右衛門が死罪となったのを見れば「松嶋江渡海之名目」が認められなかったのは明らかであると批判している（池内敏・前掲書、pp.31~36「天保竹島渡海禁止令」）。また内藤正中も幕府の出した渡海禁止令の内容から推しても松島渡海が禁じられていたことは明らかであるとしている（『史的検証竹島＝独島』、p.65）

【注7】田村清三郎『島根県竹島の新研究』、pp.103~106。なお杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』には、奥村亮の手記や『鬱陵島友会報』からの引用を中心にした、大正～昭和前期の鬱陵島や竹島＝独島に関する記述がある（同書、pp.119~136）。

なお『鬱陵島友会報』によれば、鬱陵島の日本人たちは、日常的には竹島＝独島を「リヤンコ島」、鬱陵島を「竹島」と呼んでいたという（杉原隆・前掲書、p.125）。

## おわりに

本稿『前篇』『後編』での検討を通して竹島＝独島問題における「固有の領土」論の歴史的検討を行ってきたが、最後に2点について、筆者の考えるところを記しておきたい。

第一に、今日の日本の領土問題は、日本の敗戦によって生じた問題であるということこそを私たちは自省するべきではないかということについて。

領土問題が対日講和条約締結から60年、2世代の時が経過してもまだくすぶり続けているということは、日本の国が過去に起こした侵略戦争の歴史を客観視できず、戦後処理をきちんと済ませていないことを意味すると考えるからである。

次に、国際法の正当性の今日的な意味をどう考えるかということについて。

日本政府が主張し、それに韓国政府が応答して議論の応酬が行われてきた国際法の「無主地の先占」論ではあるが、地球上から植民地が消滅した今日でもなお、コロンブスの時代から始まった植民地領土獲得のこの法理が有効と言えるか、疑問に思うからである。

## 領土編入についての疑問——竹島＝独島と尖閣諸島——

第一の点については、日本側の歴史認識のあり方が問われている問題である。端的に言っても、竹島＝独島問題も、昨年来急に議論がかまびすしくなった尖閣諸島問題にしても、領土紛争の相手国は、日本の旧植民地、被侵略国である。また日本が議論に踏み込まない歴史認識の問題を相手側から提議されていることでも、この2つの領土問題は共通性をもっていると言えると思う。

たとえば、竹島＝独島の日本編入は「侵略の第一歩などではない」、と島根県のリーフレットは断定的に述べているが、どうしてそのように主張できるのだろうか。リーフレットの執筆者は、自分で1905年の日韓関係の歴史を調べて見たことがあるのだろうか。そして、日本政府の主張や自分自身の考え方を相手側の主張する歴史の事実を照らして虚心に検証したことがあるのだろうか。「侵略の第一歩ではない」と断定する前に、次のような疑問点について検討して見てほしいと思う。

なぜ竹島＝独島の編入が、日露戦争での局外中立を宣言していた韓国（大韓帝国）を日本軍が軍事占領している時期に行われたのか。あるいは尖閣諸島の「所轄決定」が、最初に沖縄県令から国標建設の許可申請が出された1885年ではなく（その時は、井上馨外務卿が「国標の建設は清国の疑惑を招く恐れがある」として止めている：1885年10月21日付山縣有朋内務卿宛て親展書簡）、日清戦争で日本の勝利が明白となった1895年1月時点になって行われたのか（前年11月に日本軍が旅順を占領し、戦争は勝敗が明らかになっていた）。それぞれの編入の時点をその歴史的背景とともに考えて見る必要があると思う。

また、尖閣諸島や竹島＝独島の日本への編入が、なぜ官報に掲載されなかったのか、考えたことがあるだろうか。

本稿『前篇』(pp.108~111)で検討したように、竹島=独島の編入の3年前の1902年に、同じように東京府告示(1898年7月)だけで編入した南鳥島が米国との領土紛争になりかけた「前例」があった(「南鳥島事件」)。この時は、駐日米国公使の書簡を携えた外務省書記官を乗せて南鳥島に軍艦笠置を急派した海軍当局から、南鳥島の編入を勅令で行うべきだったと指摘されていたのである(たとえば硫黄島の場合は、1890年に勅令によって編入し、官報に掲載されている)。

これをここでとり上げるのは、竹島=独島を編入したときの桂太郎内閣が、この南鳥島事件の当事者でもあったからである。なぜ桂内閣は南鳥島事件の教訓に学ばず(学んだからこそ、とも考えられるが)、再び官報に掲載しないやり方で竹島=独島を編入したのかと、疑問に思わないだろうか。

さらに別の疑問だが、竹島=独島の領土編入に関連する閣議決定の文書や中井養三郎の請願書を読んで、日本の海図に明示されていた「リャンコールド岩」という公式の島名が、この2つの文書に書かれていないことを不可解に思わないだろうか。

さきあげた南鳥島の編入の閣議決定の文書には、まだしも英国や米国の海図に書かれていた既存の島名が「該島ハ『マルカス』島又ハ『ウイクス』島ト称シ」と、明記されていた。その前の硫黄島編入の際には(近年日本人が該島に渡航するようになったため「其所属名称ヲ定ムルノ必要」が生じた)旨の断り書きが閣議決定の文書に見え、勅令案が決裁されているのである(1891年8月19日付。『前篇』、pp.115~116参照)。

それがなぜ、竹島=独島の場合には、閣議決定の文書に日本の海図に記載されている島名が書かれなかったのか。また政府に請願書を提出した中井養三郎にしても、海軍水路部の責任者に面会して正式な島名を知っていたにもかかわらず、なぜか俗称の「リャンコ島」を使っているのである。閣議決定の文書では、その俗称さえも使わずに、島の位置を示す経度・緯度を明記しただけである。なぜなのかと、思わないだろうか。

以上取り上げた疑問点を総合すれば、1905年1月の桂内閣による閣議決定と翌月の島根県編入が隠密裡に行われたことは明らかであるというのが、この問題を検討した際に筆者が得た心証である。また以下は筆者の想像であるが、南鳥島事件の経験を通して当時の国際法を熟知していた日本政府は、竹島=独島の編入に際して「無主地の先占」の要件を最低限満たすだけのことしかしなかったし、それは意図してそのように取り計らわれたのである。こうした視点をもって当時の『山陰新聞』をみれば、同紙も閣議決定の文面と同様に「リャンコ島」という俗称さえなく、「新領土」の編入の報道なのに、地元の隠岐・西郷在住だった請願者・中井養三郎の名前さえ書かれていないのである(1905年2月24日付。『前篇』、p.96参照)。これも不可解なことではないだろうか。

尖閣諸島問題も竹島=独島問題も、以上のように日本の明治時代の大きな戦争の時期に編入の時期が重なり、また主権国家の領域の画定という重要事項であるにもかかわらず官報にも掲載されることなく編入の手続きがとられたという共通性をもっている。しかも、

日本編入の手続きからあまり時を経ずに、尖閣諸島の場合は台湾・澎湖諸島の割譲(尖閣諸島は「台湾」よりも東に位置する)という形で、また竹島=独島の場合は大韓帝国の併合という形で、どちらも日本の植民地となってしまう、その時点から1945年の日本の敗戦まで領土問題として顕在化することはなかったのである。

すなわち竹島=独島問題も尖閣諸島問題も、一面では確かに国際法上の領有権問題であるが、それと同時に他面では、どちらもかつての日本帝国の戦争、すなわち植民地獲得の過程(歴史)と踵<sup>きびす</sup>を接するように編入が行われ、そしてどちらの問題も本稿『後編』で検討してきた「サンフランシスコ平和条約の盲点」(原貴美恵)をつくように戦後になってから日韓、日中両国間の領有権問題として顕在化してきているのである。

それゆえに、これは国際法上の問題であると同時に歴史上の問題であり、私たちの歴史認識が問われている問題なのであるというのが、現在の筆者の理解である。

したがって、この問題を国際法上の問題としてだけ捉えるのは片手落ちであるし、またそのような態度では、植民地支配との関連性を論じる相手国との対話も不可能であり、この領土問題を解決の方向に導くことはできないであろう。だが、そんなことで本当に良いのだろうか。日本の国は、そして総体としての私たち日本国民は、戦争=植民地化の時点から100年以上経っているのに、サンフランシスコ平和条約締結から60年が過ぎたのに、まだその歴史を客観視できないほど自国中心的なのだろうか。

#### 「無主地の先占」について

「無主地の先占」とは、「誰のものでもない土地」(*terra nullius*: 無主地)を、国家が領有の意思をもって支配することである。ただし国際法における「無主地」とは、もともと人が住んでいない無人島や人間が住むことの著しく困難な砂漠あるいは極地のような所だけでなく、たとえそこに人が居住し一定の社会が営まれていても、どこかの国(国際法でいう主権国家)の領域に属していなければ「無主地」と見なされるのである。

たとえば、北アメリカ大陸の先住民であるインディアン(ネイティブ・アメリカン)やオーストラリア大陸の先住民のアボリジニと呼ばれる人々の社会のように、ある程度社会的・政治的組織があっても、当時のヨーロッパを基準とした尺度で「文明」「国家」に適合しないと見なされた社会は「未開」あるいは「野蛮」として扱われ、そこに暮らす人々には基本的人権が認められず、彼らの居住する土地は「無主地」と見なされてどこかの国(ヨーロッパを標準とする国家)の「領土」に組み入れられていったという歴史を経てきたのである。

しかし20世紀以降の国際法では、先住民だけが居住している地域であっても、そこに固有の社会的・政治的な組織があり、住民を代表する権限をもつ首長の支配下におかれている限り、そこを「無主地」とみなすことは出来ないとされるようになっている(山本草二『国際法〔新版〕』、p.284)。

## 「先占＝領有」の定義の歴史的変遷

ところで「無主地」の定義は、15世紀後半から始まったヨーロッパ諸国による非ヨーロッパ世界の植民地獲得競争の変遷の中で変化し、今日に至っているものである。

### ①「無主地」の「発見」による領有

世界史の大航海時代（「地理上の発見」時代）の初めの頃には、最初に見つけた国が「発見」の事実だけを根拠にしてそこを「無主地」として植民地にすることが認められていた。

たとえばスペインが派遣したコロンブスの艦隊は、1492年に「新大陸」（アメリカ大陸）の一角に到達したが、その「発見」の事実に基づいて西インド諸島やメキシコはスペインの植民地とされたのである。またスペインの派遣したマゼラン艦隊が、新大陸の南端を回って太平洋を横断し結果的に世界一周を果たした探検航海において、艦隊が途中立ち寄った「フィリピン」がスペイン領と認められたのも、同じく「発見」の権原による「無主地」の取得であった。

\*権原 (title) : 領有権の根拠となる法的行為や出来事、またそれにより獲得された法的地位。

### ②「実効的占有」論の出現

その後17世紀になると、先行したスペイン・ポルトガルに伍してオランダ・イギリス・フランスなどが新たに非ヨーロッパ世界の植民地獲得競争に参入するようになる。それにもなると、①の「発見」という権原は不完全な「未成熟の権原」(inchoate title)であると主張されるようになった。

この新しい法理は、それまでの「発見」によって得られた権限も、それに続く合理的期間の間に、国家が自国民を植民させて耕地を開墾させるなどの「実効的占有」によって補完されなければ、しっかりした権原とは認められないというものである。このような法理は、植民地の獲得に後から参入した諸国による、先行国家の既得権益に対する挑戦という側面を持っていた。そしてこの新しい主張を理論面から支えたのが、国際法の始祖とされるオランダのグロティウス（1583~1645：『自由海論』1609年、『戦争と平和の法』1625年）やスイスのヴァッテル（1714~1767：『国際法』1758年）らの法学者であった。

彼らは、ほぼ同時代のイギリスの思想家・ロック（1632~1704）と同じように、所有権は土地を耕作する労働に基づくべきであるという考えから出発して、ある地域に先住民が住んでいる場合でも、先住民らが狩猟や遊牧の生活を主とし、定住して耕作するような生活をしていなければ、その土地は「無主地」と見なすことができると主張したのである。

「発見することは、あるものを目をもってとらえることではなく、それを現実に取得することである。・・・（中略）・・・発見が占有と結びついたときにだけ、はじめて充分に、これに主権の権原(\*)となる根拠を与えることができる」(グロティウス『自由海論』第2章：伊藤不二男訳、p.208)。

(\*)原文の“*titulum domini*”を、引用した伊藤訳では「所有の権原」と訳しているが、ここでは

太寿堂鼎、許淑娟などにより改めた。

「自然の意図は、土地全体を人間一般の必要にあて、各民族がそれを使用するためのみある地域を手に入れる権利を各民族に与えるのであって、他の民族がそれを利用するのを妨げるためにその権利を与えるのではない。国際法が国民の所有権 (*propriété*) と主権を認めるのは、国民が現実にかつ事実上先占したか、そこに植民を行ったか、また国民が実際に使用するかする人の住まない地域に対してのみである」(ヴァッテル『国際法』(208) 山手治之監修・ヴァッテル研究会訳)。

「人が耕し、植え、改良し、開墾し、その産物を利用しうだけの土地が、彼の所有物なのである。彼は自らの労働によって、それを、いわば共有地から囲い込むのである」(ロック『統治二論』後編・第5章「所有権について」第32節：加藤節訳)

「彼が耕し、刈り入れ、蓄え、駄目になる前に利用したものは何であれ、彼固有の権利に属するものとなった。・・・しかし、もし、彼が囲い込んだ土地の草が地上で腐ったり・・・栽培した果実が、採集され、貯蔵されることなく朽ち果てたりする場合には、この部分の土地は、彼の囲い込んだ土地であっても、やはり荒蕪地と見なされなければならない、他の人間の所有物となりえたのである」(同上・第38節)

### ③「実効的占有」論の精緻化

17世紀以降のヨーロッパ諸国では、産業構造が変化して農村から都市への人口移動が活発となり、それが18世紀以降の産業革命につながっていくが、それと共にヨーロッパから外へ向かう人口移動(=移民)も盛んになった。これによりオランダ・イギリス・フランスなどの植民地では、ヨーロッパ系の移民による農園<sup>プランテーション</sup>経営型の植民地建設が広がった。このような時代を念頭において先ほどのグロティウスやヴァッテルが体系化した近代国際法を考えると、彼らの法理論は、先住民の土地を「無主地」と見なし、そこにヨーロッパからの移民が入植して農園を営むことを、法の正義にかなうものとして正当化する理論であったことが明らかになる。

欧米諸国は、北米大陸のネイティブ・アメリカンやオーストラリア大陸のアボリジニが住んでいた大地に対する白人の侵入を、この法理によって「フロンティア開拓」として合法化し、先住民の権利を奪っていったのである。そしてこのような時代潮流の中で「無主地の先占」のためには、その土地に植民・定住するといった「物理的占有」を伴う必要があり、それによって「実効的占有」の権原が完全になるとされるようになったのである。

### ④統治権の確立：「実効的占有」論のさらなる精緻化

そしてこの後の19世紀半ばになると、さらに遅れて国家統一を成し遂げたドイツやイタリア(そして日本)が新たに植民地獲得に参入するようになり、その際の新たな「実効的占有」の法理として(植民地の領有は、現地に統治権力を確立した国家に認められるべきである)という考え方が主張されるようになった。



この主張は、既にどこかの国の植民地とされていても、保有国による植民地統治が十分に行き届いていない地域は「文明」化されていない「未開」状態にあるとし、そこを「無主地」と見なして「先占」の対象とすることができるといえるものであるが、実際にはヨーロッパ諸国による植民地支配がほとんど海岸部に限られていた当時のアフリカ大陸で、海岸部から内陸部にかけて新たな植民地を獲得することを正当化する理論として主張されたものである（いわゆる「無主地の発明」「無主地の創造」）。

この時期にアフリカのコンゴ（ザイール）河流域の植民地紛争の調停を主目的としてドイツ帝国のベルリンで開催されたアフリカ会議（1884~1885）では、国際会議の場で初めて「先占」手続きや内容が規定されたが、「実効的先占」の中身としては「地方的権力の確立」を重視する考え方が打ち出されていた（『最終議定書』第6章【注1】）。

こうしてベルリン会議以降は、どこの植民地でも保有国が植民地に統治機関を置いて現地における行政・警察権を掌握し、どこの国の国民に対しても植民地における通商の権利を保障し、治安維持にも責任を持たなければならないとされるようになったのである。日本が植民地とした台湾や朝鮮における総督府制は、この時代の植民地領有の国際法的基準（標準）に則ったものと言える。

日本が植民地を領有するようになった19世紀末頃の国際法における領有権の法理とは、以上のように生成し、時代の変遷の中でその内容が変化して来たものなのである。

\*ここまでの主な参考文献：山本草二『国際法（新版）』（補訂版）、太寿堂鼎「国際先占原則の成立と展開」（『領土帰属の国際法』第1章）、許淑娟「領域権原論再考」（『国家学会雑誌』第122巻各号に分載）、深町朋子「現代国際法における領域権原についての一考察」（『法政研究』第61巻1号）。

国際法の歴史を、以上のように「先占＝領有」の定義内容を軸に見直してみると、近代の国際法の法理論の変遷・発展とヨーロッパ諸国による非ヨーロッパ世界に対する植民地侵略の歴史とが重なっていることに改めて気づかされる。

すなわち近代の国際法における「先占＝領有」の法理は、非ヨーロッパ世界を植民地にした欧米諸国によって創られた法的秩序に外ならず、このような法理が「植民地独立付与宣言」が採択され植民地支配が否定されるに至った20世紀後半以降の国際法としてなお有効性を持っているか否かについては、確かなことは言えないように思う。

「植民地独立付与宣言」が採択された1960年は、アフリカだけで17の新たな独立国が誕生し「アフリカの年」と呼ばれているが、この宣言は、その後「国際人権規約」の2規約（社会権規約と自由権規約）の共通第1条「人民の自決権」として条約化されており、1956年に国連に加盟していた日本も、国際人権規約が1976年に発効すると署名に応じ批准しているのである。つまり日本も、植民地主義を否定し諸民族の自治と独立を尊重する側に立つことを国際社会に表明しているのである。

現在の国連（国際連合）は、1945年に設立されたが、発足時の原加盟国は51カ国であった。加盟国数はその後増加して、日本が加盟した1956年には80カ国、196

0年には99カ国に増加、2011年には南スーダンが加盟して193カ国となった（以上の数値は、国連広報局『国際連合の基礎知識・改訂版』による）。

この国連加盟数から計算すれば、「独立付与宣言」が出されてから約100カ国増加しているが、その新しい加盟国の大多数は、植民地支配から独立したり新たに自治権を獲得したりした国々である。したがって今日では、国際会議の場で「久保田発言」のような植民地支配を正当化する発言をすれば、直ちに総反撃され退場を余儀なくされるであろう。

以上のように考えると、「無主地」であった竹島＝独島を「無主地の先占」の法理によって正当に領有したとする現在の日本政府の主張は、それが当時の国際法上有効な法手続きであったとしても、また同じ年に結ばれた乙巳保護条約やそれから5年後の併合条約が当時の国際法で合法・正当なものであったと言えるとしても、それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝国の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される——「植民地独立付与宣言」から半世紀経った現在、そしてこれから先は、そういう時代になっている、そうやって行くと言えるのではないかと思う。

#### 《追記》

本稿の《補論6》でとり上げた島根県のリーフレットでとり上げている「マンキエ・エクレオ」事件について若干考えるところを補足しておきたい。

リーフレットの⑥「平和的に解決するために」のところでは、日本政府が国際司法裁判所への提訴を提案したことに触れ、そこでイギリスとフランスが小諸島の領有権紛争を国際裁判で解決した「マンキエ・エクレオ」事件（1953年判決）を取り上げて、平和的手段による解決例としている（提訴の合意は1950年12月）。

この判例は、13章で引用した皆川洸がまとめた『国際法判例集』に詳細な判例内容の紹介と論点が整理され載せられているものである（皆川編著・上掲書、pp.307~324）。

それによれば、領有権が争われた小諸島群は、フランスのノルマンディー半島付近にある島々であるが、この紛争の歴史的背景は、⑦同地の領主であったフランスのノルマンディー公が、大ブリテン島（英国）を征服して英国王となり（ノルマン王朝：1066~1154）⑧一時期英仏両国にまたがって領地を所有していたこと、⑨その後英仏百年戦争（1337~1453）が起きてイギリスとフランスが最終的に別々の国民国家となったこと、これらの歴史的出来事を背景とする領有権紛争であった。

この国際判例をこれまで述べてきた筆者の観点から眺めれば、この裁判の当事国の二国間関係に注目すべきだと思う。すなわち、英仏両国はどちらも近代世界を代表する植民地帝国であり、しかも20世紀で見れば、2回の世界大戦では同盟国としてドイツと戦った、客観的に見て対等かつ外交関係の良好な国同士の裁判だったことである。

一方、日韓が竹島＝独島を裁判で争う場合を考えると、この英仏のケースを先行例として引用することが適当かどうか、疑問やためらいが生じることは明らかではないかと思う。

なぜなら日韓両国の関係は近代の英仏関係のような対等な関係とは違い、軍事力に勝る日本帝国が大韓帝国を力づくでねじ伏せていくという非対称の二国間関係だったからである。以下、繰り返しになるがもう一度簡単にさらってまとめておきたい。

日本は、竹島＝独島を編入した同年（1905年）のうちに、大韓帝国の外交権を剥奪する「保護国」化を強行している。その際に締結された乙巳保護条約（第二次日韓協約）は、有り体に言えば、主権国家の外交権を剥奪することを法的に正当化するための条約であった。この乙巳保護条約のような“亡国の条約”が調印されたのは、前年に結ばれた第一次日韓協約（1904年8月）以降日本政府の推薦する財政、外交その他の顧問が朝鮮政府内部に入りこんでいたこと、日本軍の韓国駐留を容認した日韓議定書（1904年2月）によって韓国全土が日本軍の占領下に置かれていたこと等があったからである。さらに韓国の皇帝や大臣たちには、十年前の王妃殺害事件が再現されるかもしれないという恐怖心もあった。

以上のような時代状況を想起すると、「マンキエ・エクレオ」事件が、竹島＝独島領土問題の先行判例として適当と言えるかどうか、国際司法裁判所（裁判官）がそのように判断するかどうかは、意見の分かれるところではないかと思う。

【注1】『ベルリン最終議定書』（第6章「アフリカ大陸の海岸における新しい先占が有効であるために遵守されなければならない条件に関する宣言」）は、国際会議の場で「先占」の手続きとその「実効的占有」の内容を規定した、最初の、そして今日までのところ唯一の、条約である。

【第34条【通告の義務】今後アフリカ大陸沿岸地帯で既得領域を上回る領域を取得する国、従来領域を持たず新たな領域を取得しようとする国、さらに、同様に被保護国を引き受ける国は、その各々の行為に際して、本議定書の他の締約国が必要な場合には彼らの権利を主張できるように本議定書の締約国に通告する。

【第35条【通商権・通過権の保護義務】本議定書の締約国は、アフリカ大陸沿岸地帯で先占した土地において、既得権を保護し、必要な場合には合意された条件の下で通商および通過の自由の保護を実現するに足る権威の存在を確保する義務を認める」（許淑娟「領域権原論再考（二）」：『国家学会雑誌』第122巻3・4号所収、p.90）。【 】内は引用者）。

【解説】上の引用では、この議定書の適用地域が「アフリカ大陸沿岸」に限定的に適用されるように見えるが、実際にはこの規定がアフリカ大陸の内陸部や他の大陸・諸地域における「先占」規定の有効な前例ないし参照すべき規定として援用されて行ったのである。なお「通告義務」（第34条）については、国際法の参考書の多くが、これは①アフリカ大陸に関わる国家に適用される特別法規であり、②後のサン・ジェルマン条約（1919年）でベルリン議定書が廃棄されており、③国際判例（バルマス島事件など）でも通告の義務は認められなかった、などの理由から、「通告」は義務付けられていないと説明しており、現在のところ、「竹島」領有の場合にも通告義務はなく日本政府のとった手続きに瑕疵はなかったとする参考書や研究文献が大多数である。

## あとがき

本稿『後編』では、竹島＝独島問題の第二次世界大戦後の展開を日韓条約の締結時（1965年）まで検討したが、竹島＝独島の領有権の法的な根拠について論じる際に繰り返し言及されてきた日本占領期のGHQ文書とサンフランシスコ平和条約のもとになった米国の条約草案の内容については、特に詳しく調べて考察を加えた。

サンフランシスコ平和条約締結までの考察は、原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』（2005年）の竹島＝独島問題に関する論考を道標とし、そこに引用されているGHQ文書や米国の条約草案の原文（英文）を入手して自分なりに読み直すというやり方で進めた。原文の判読の際には、主として塚本孝が『レファレンス』誌に発表した一連の資料紹介・翻訳を参照した。また対日講和の成立までの事実経過については、当時外務省条約局長だった西村熊雄が著した『サンフランシスコ平和条約』（1971年）と三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』（1996年）とを、さらに漁業問題に関しては主として川上健三『戦後の国際漁業制度』（1971年）を参照した。

さらにまた、サンフランシスコ平和条約締結前後から日本が再独立した後の時期については、主として高崎宗司、太田修らの日韓条約研究と和田春樹の朝鮮戦争および領土問題の研究を参照したが、日韓交渉の過程そのものについては史料（資料）不足と私の力不足とが重なり、概略的な記述しか出来なかった。本稿における日韓交渉関係の記述に大きな誤りはないと思うが、これを深く掘り下げることは今後の課題としたい。

ここまでの本稿全体の検討を通して見えてきたことは、現在の竹島＝独島問題は、私たちが日本と韓国／朝鮮の近代史をどのように考えるか、特に『前篇』第7章で検討した、日本が竹島＝独島を領土に編入した1905年前後の両国関係の歴史を、私たちがどう認識するのかという問題に行きつかざるを得ないということである。

より具体的には、『後編』の「おわりに」で取り上げた2つの問題、すなわち竹島＝独島の領土編入の仕方とそれに援用された「無主地の先占」の法的正当性の問題とを私たちが自身がどのように考えるかが、大切なことだと考える。

日本の私たちがこの2つの問題について歴史の事実と向き合い、今日マスメディアによって喧伝されている「国家の論理」を客観的に見つめ直し、近代の日韓関係史に関する歴史認識の問題に真摯に取り組まない限り、韓国側との議論や対話は成り立たず、竹島＝独島問題は解決に向かわないと思う。

『前篇』と同様にこの『後編』でも、普通の歴史書では説明が省略されたり簡略に済まされたりしているような事柄についても、必要と考えたことについてはできるだけ詳しく調べ本文や注の中で言及するようにした。また重要な論点と考えたことについては、論述が他の箇所と重複することがあっても、あまり省略せずに重ねて述べるようにした。

なおこの『後編』で引用している英文史料(資料)の日本語訳は、特に断らない限り筆者自身による試訳である。それぞれ慎重に訳したつもりだが、誤訳や不適切な訳語がないとは言えないと思う。原典(典拠の文書)については、それぞれの引用ごとに明記してあるが、拙訳の誤りや不明な点については、ぜひご教示をお願いしたい。

## 謝 辞

今回も『前篇』同様、多くの公共図書館、大学図書館、公文書館のお世話になりました。特に帯広市図書館の司書の皆様には、講和条約関係の英文史料の入手を助けていただき、またその過程を通してインターネット検索についても多くのことを教えていただきました。また『島根新聞』『山陰新報』のマイクロフィルムの閲覧では島根県立図書館と島根大学附属図書館に、『米国外交文書』については島根大学法文学部法学資料室に、GHQ 関係資料と日韓会談関係の資料(史料)については広島市立大学附属図書館および島根県立大学メディアセンターに、それぞれ資料(史料)の閲覧や複写のことで助けていただきました。お世話になりました皆様に心よりお礼申し上げます。

また本稿で引用した『領土問題調査』第4部の日本語訳については、特に友人のNさんに試訳を見ていただき訳文の不正確さを改めることが出来ました。訳文の最終責任が筆者の私にあることはいまでもありませんが、訳文を丁寧に点検して意見を聞かせて下さったNさんにお礼申し上げます。ありがとうございました。(2013年2月 竹内猛)

## 主な参考文献

### 史料

- ・第8章で引用した占領期のGHQ文書(英文)については、主として次の文献に拠った。
  - ・日本占領管理研究会『日本管理法令研究』第8号、第12号・大雅堂/有斐閣・1946、1947年
  - ・外務省特別資料部『日本占領及び管理重要文集』第2巻、第4巻・東洋経済新報社・1949年
    - \*本書は後に『日本占領重要文書』(日本図書センター・1989年)として復刻されている。
  - ・竹前栄治監修『GHQ指令総集成』全15巻(エムティ出版・1993~1994年)
    - \*本書は原文書を影印によって総集成したもの。
  - ・『トルーマン大統領文書』(沖縄県公文書館所蔵の複写資料)
  - ・大蔵省財政史室『昭和財政史:終戦から講和まで』第20巻(英文資料)・東洋経済新報社・1982年
- ・主として第10~12章で引用した対日平和条約の米国草案の各草案や米国の対日占領政策の史料については以下の資料に拠った(本稿での日本語訳は、特に断らない限り筆者による試訳である)。
  - ・対日平和条約の草案は、主としてインターネットのサイト(“Draft Treaty of Peace With Japan - Wikisource”)によって得た米国国立公文書館(NARA)保管の文書の画像から訳出した。

同サイトに翻刻されている史料の英文には、語句や文章の脱落が見えられたため参照に止めた。また一部については、次の『米国外交文書』掲載のものや塚本孝「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』1994年3月)掲載の英文および塚本訳を参照した(文書ごとの典拠は各引用の後に記した)。

・『米国外交文書』[*Foreign Relations of the United States: FRUS*と略記]

- ・島根県総務部総務課『竹島関係資料集 第二集・島根県所蔵行政文書・一』島根県・2011年
- ・『朝鮮問題戦後資料』(全3巻)日本国際問題研究所・1976年
- ・歴史学研究会編『世界史史料』第8巻・岩波書店・2009年
- ・外務省『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約:準備対策』2006年
- ・外務省『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約:対米交渉』2007年
- ・外務省『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約:調印・発効』2009年
- ・外務省『日本外交文書・平和条約の締結に関する調査』(復刻)全5冊・巖南堂・
- ・外務省『竹島:竹島問題を理解するための10のポイント』2008年(本書は外務省の広報パンフレット)
- ・太田勝洪・他『冷戦史資料選』日本評論社・1982年
- ・小林泉、他監修『新版・オセアニアを知る事典』平凡社・2010年
- ・山際晃・中村正則(編)岡田良之助(訳)『資料日本占領・1・天皇制』大月書店・1990年
- ・竹前栄治・三宅明正・遠藤公嗣(編)『資料日本占領・2・労働改革と労働運動』大月書店、1992年
- ・塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解—資料—」(『レファレンス』2002・6所収)
- ・広部和也・田中忠「資料・日韓会談—四年の軌跡」(『法律時報』1965年9月号:第37巻10号、所収)
- ・国連広報局『国際連合の基礎知識・改訂版』関西学院大学出版会・2012年

### 論文

- ・藤井賢二「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」(『朝鮮学報』[天理大学]185号所収)
- ・藤井賢二「李承晩ラインと日韓会談」(『朝鮮学報』[天理大学]193号所収)
- ・藤井賢二「島根県の漁業者と日韓漁業紛争」(島根県『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』2011年所収)
- ・加藤節子「戦後日韓関係史への一考察」上・下(『日本女子大学文学部紀要』第28,29号所収)
- ・梶村秀樹「竹島=独島問題と日本国家」(『朝鮮研究』182号):『梶村秀樹著作集』第1巻所収
- ・河鍊洙「『竹島紛争』再考」(『龍谷法学』第32巻2号所収)
- ・清水さゆり「米対日占領政策と北太平洋海洋資源保護体制の誕生」(マーク・カプリオ・杉田米行編『アメリカの対日占領政策とその影響』明石書店・2004年所収)
- ・許淑娟「領域権原論再考」(『国家学会雑誌』第122巻1-2号~11-12号:2009年所収)
- ・深町朋子「現代国際法における領域権原についての一考察」(『法政研究』[九州大学]第61巻1号所収)
- ・塚本孝「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』1994年3月号所収)
- ・皆川洸「竹島紛争と国際判例」(前原光雄教授還暦記念論文集刊行委員会『国際法学の諸問題』慶応通信・1963年、所収)
- ・皆川洸「竹島紛争とその解決手続き」(『法律時報』1965年9月号)